

地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備について

(社会・援護局地域福祉課地域共生社会推進室)

1. 「地域共生社会」の実現に向けて

(1) 地域共生社会とは

- 高齢化や人口減少が進み、地域・家庭・職場といった、人々の生活領域における支え合いの基盤も弱まっている。加えて、多くの地域では、社会経済の担い手も減少しており、地域社会そのものの存続も危ぶまれており、こうした地域の実情を踏まえ、地域共生社会という理念を掲げている。

地域共生社会は、令和元年12月26日「地域共生社会推進検討会 最終とりまとめ」等において、「制度・分野ごとの『縦割り』や『支え手』『受け手』という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会」と定義されている。

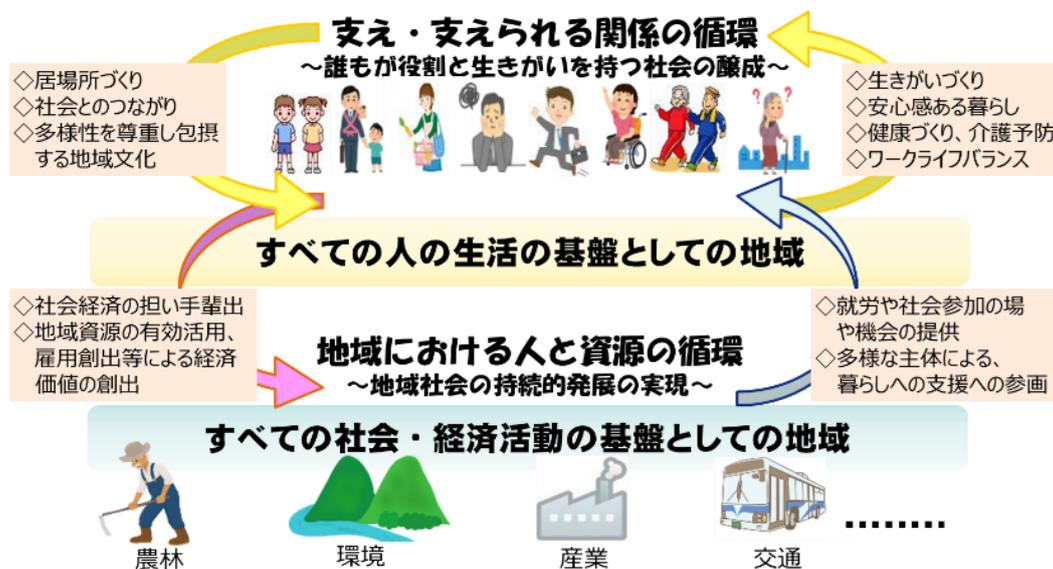
上記の人口・世帯構造や社会経済状況の変化等を踏まえれば、

- ・ 生活における人と人とのつながりを再構築し、誰もが役割と生きがいを持ち、互いに支えたり、支えられたりする関係が循環する地域社会
- ・ 社会・経済活動の基盤として、人と資源が循環し、地域での生活を構成する幅広い関係者による参加と協働により、持続的発展が期待できる地域社会

の2つの視点から、方策を進める必要がある。

- 「地域共生社会」の概念は、「共生」という言葉のイメージから、福祉分野「のみ」において、その実現に向けた方策を検討すればよいと認識されることが多いが、
 - ・ 地域共生社会においては、いわば、地域住民1人1人の地域での生活そのものに注目することが求められており、行政分野の縦割りの中で検討していても、必要な対応を効果的に行うことはできないこと
 - ・ 地域住民の生活は、福祉分野の取組のみで完結しておらず、まちづくり・産業・農業・環境・交通・消費者行政など多様な分野が密接に関連しながら形成されていること（福祉分野以外においても、それぞれの観点から地域住民の生活を支える施策を行っていること）
 - ・ 人口減少社会においては、地域生活課題の解決等にあたって、行政分野間で限られた人材や地域資源を奪い合ったり、類似の取組を多数行ったりするのではなく、同じ目的をもつ者同士が連携して対応できる体制を整えていくべきであることから、下図の上（黄色の矢印）の循環のみでなく、下（水色とピンクの矢印）の循環も意識した検討を行うことが重要である。

【地域共生社会のイメージ図】



(2) 「包括的な支援体制の整備」について

- 前述のとおり、地域共生社会の概念は、地域住民1人1人の地域での生活そのものに着目するもので、その達成に向けての方策は様々なものが想定されるが、福祉分野にあっては、社会福祉法において
- ・ 地域福祉の推進は、地域共生社会の実現を目指して行わなければならないこと。
 - ・ 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備（包括的な支援体制の整備）を行うこと。
 - ・ 同体制の整備は、すべての市町村に対して努力義務が課されており、① 地域で支え合う機能、② 支援関係機関が連携して支援を行う機能、③ 地域と支援関係機関をつなぐ機能をつなぐ機能を備えることが重要であること。
- とされている。

【包括的な支援体制の整備のイメージ図】



社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）（抄）

（地域福祉の推進）

第四条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2・3（略）

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

第六条（略）

2 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。

3（略）

（包括的な支援体制の整備）

第百六条の三 市町村は、（略）地域の实情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策

二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策

三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

2（略）

- 包括的な支援体制の整備のための方策も様々なものが想定され、各市町村においては、市町村全域に目を向け、例えば地域福祉計画の記載事項として、包括的な支援体制の整備に関する事項も規定されていることから、地域福祉計画の策定・改定（※1）に係る検討の機会等を捉えて、
- ・ 地域住民の生活に直結するものであることから、地域住民も含めた幅広い関係機関等とともに、地域共生社会の実現も見据えつつ、自らの市町村でどのような包括的な支援体制の整備が必要かを検討し、
 - ・ 同体制の整備にあたり、地域における支援ニーズ、既存の相談支援機関や地域づくりに関する取組等の中で対応できていることや、対応にあたっての課題を把握・分析し、
 - ・ 地域住民も含めた関係機関等とともに、人口減少社会であることや市町村における財政状況等も踏まえて、今後の目標や必要な対応（誰が・いつ（までに）何をすることで何を達成するか、行政においては関係者が体制整備に関する業務や活動を行いやすくするための支援をどのように行うか、支援のために組織変革の必要があ

るか等)を検討し、

- ・ 定期的に、目標の達成状況の確認や、達成されていない場合の課題分析、対応方法の見直し等を行う

といったプロセスを経ることが非常に重要である。

(※1) 地域福祉計画の策定に係る規定等は、厚生労働省ホームページに掲載している。

厚生労働省HP「地域福祉計画」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/c-fukushi/index.html

- こうした中で、「地域共生社会の在り方検討会議」や「社会保障審議会」において、包括的な支援体制の整備に向けた課題や今後の方向性について、議論を進めてきたところ、「社会保障審議会福祉部会報告書」（令和7年12月18日(※2)）等においては、全ての市町村において、「包括的な支援体制の整備」を推進していくこと、そのために、各市町村の実情に応じた方策・選択肢を提示するという大きな方向性が示された。これに沿って、包括的な支援体制の整備及び重層的支援体制整備事業について、以下のとおり今後の対応の方向性が提示されたところである。

1. 包括的な支援体制整備に向けた対応

(1) 包括的な支援体制整備の推進

(体制整備にあたり実施すべき施策の明確化、支援会議を活用可能な市町村の拡大、都道府県による伴走支援強化等)

(2) 重層的支援体制整備事業の質の向上

(検討プロセスの要件化、重層的支援体制整備事業実施計画の定期的見直し、機能面・取組面評価を踏まえた財政支援の仕組み、事業評価指標の策定等)

2. 過疎地域等の小規模市町村における包括的な支援体制整備のための新たな事業の新設

(事業内容、対象地域、実施要件、補助の在り方等)

3. 地域共生社会の理念の再整理・連携協働の強化

(行政責務の明確化、福祉以外分野協働に係る事項を地域福祉計画の記載事項として明確化等)

(※2) 厚生労働省HP「社会保障審議会福祉部会報告書」

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_67483.html

2. 包括的な支援体制の整備に向けた対応

(1) 包括的な支援体制整備の推進

- 福祉部会報告書等においては、全ての市町村において包括的な支援体制の整備を推進する観点から、以下の現状・課題認識と対応の方向性が示されている。

「社会保障審議会福祉部会報告書」（令和7年12月18日）（抄）

II 1. 地域共生社会の更なる展開について

(1) 包括的な支援体制整備に向けた対応

(現状と課題)

<包括的な支援体制の整備・支援の状況>

- 一部の市町村では、包括的な支援体制の整備に向けた検討が進んでいない状況が見られる。都道府県による市町村への支援も研修会・勉強会の開催、基本的な情報提供が中心であり、市町村の実情に応じた支援の強化が課題となっている。
- また、重層的支援体制整備事業を実施せずに意欲的に包括的な支援体制の整備を行っている市町村があるが、こうした市町村に対する支援や制度的な対応は講じられていない。自治体ヒアリングでも、財政支援や支援会議を利用可能とすることを求める意見があった。

<地域づくり・地域との連携・協働>

- 包括的な支援体制の整備が、相談支援の包括化の範囲にとどまって理解されていることが多く、また、地域づくりのために具体的に何をすればよいかイメージができていない等の現状がある。このため、相談支援（個別支援）を中心に体制構築がされており、地域づくりに十分に組み合っていない状況が見られる。
- また、今後、人口減少や単身世帯の増加等により、担い手不足が深刻化し、地域における支え合い機能の脆弱化が見込まれるが、自治体では地域住民との連携・協働に課題を感じている。

(対応の方向性)

<市町村における包括的な支援体制の整備の推進>

- 市町村が包括的な支援体制の整備を進めるにあたって、地域住民の支え合いを促進する施策、支援関係機関同士が連携して支援を行う施策、地域住民と支援関係機関の連携・協働を図る施策等、実施すべき施策を明確化することが必要である。その際、特に、地域から福祉の支援体制につなげる方策を推進することが重要である。
- 重層的支援体制整備事業を実施していない市町村においても支援会議の活用を可能とすること等により、体制整備を促進することが必要である。
- 地域住民等と支援関係機関の連携・協働を図るため、市町村が協力団体を委嘱できる仕組みの創設等の方策を推進することが必要である。

<都道府県における包括的な支援体制の整備の推進>

- 都道府県による市町村への伴走支援の強化や、広域対応が必要な支援実施主体としての都道府県の役割の明確化等により、市町村への支援を強化することが必要である。あわせて市町村同士が学び合う環境づくりも支援していく必要があるという意見もあった。

(3) 地域共生社会の理念の再整理・連携協働の強化

(対応の方向性)

<福祉以外の分野との連携・協働>

- (前略)あわせて、都道府県による支援の強化や、地域運営組織(RMO)や指定地域共同活動団体との連携・協働などによる、福祉以外の分野とも連携・協働した住民主体の地域づくりと包括的な支援体制の整備をつなぐ取組を推進するため、調査研究を実施し、モデル事業等に取り組む必要がある。

ア 包括的な支援体制整備にあたって実施すべき施策の明確化・既存制度の活用

- 福祉部会報告書において、包括的な支援体制の整備にあたって実施すべき施策を明確化することが必要とされていることを踏まえ、厚生労働省においても、① 地域で支え合う機能、② 支援関係機関が連携して支援を行う機能、③ 地域と支援関係機関をつなぐ機能を備えることが重要であるとお示ししているところである。
- 包括的な支援体制を整備する上では、こうした機能をどのように備えるのか、各市町村において、地域の状況を把握・分析し、地域住民も含めた幅広い関係機関等との対話・協議等を通じて、地域の実情に応じた方策を検討するプロセスを経ること、そして、先述のとおり、目指す方向性をより明確にした上で体制整備を進めることが必要であるが、こうした機能については既存の各分野（介護・障害・こども・生活困窮等）においても充実が図られているところであり、まずは各分野でどのような施策等が行われているかを把握し、これらを最大限活かしつつ、連携体制の構築を進めること、これが直ちには難しい場合には、事業等の活用により、既存分野間の役割分担の整理や支援関係機関等の連携を促すことを通じて、分野の縦割りを避け、連携した対応を行うことが重要である。
- 「地域共生社会の在り方検討会議 中間とりまとめ」においては、地域の実情に応じて、生活困窮者自立支援制度や地域包括ケアシステムなどをベースとしつつ、既存制度間の連携を深めることで包括的な支援体制の整備を促進する「既存制度活用アプローチ」が提言されている。障害保健福祉主管課におかれても、当提言の内容について承知いただくとともに、障害保健福祉に係る施策等の現状について各制度の関係課と共有いただき、制度間の連携強化の推進に向けた取組について検討・推進に努めていただくようお願いする。
- (※) 後述の重層的支援体制整備事業も、同事業の交付金や社会福祉法の支援会議等の仕組みにより人員体制等を強化し、各分野の支援関係機関等や支援者の対応力の向上や、関係機関等の連携体制の構築等を図り、各分野の支援関係機関等の間で対応できる範囲を拡大することを旨とするもの（介護・障害・こども・生活困窮分野の各分野（メインシステム）あつてのサブシステム）であり、既存制度活用アプローチによる包括的な支援体制の整備を促進するものである。

イ 地域における互助機能強化のための地域との連携・協働モデル事業及び同モデル構築支援事業（令和7年度補正予算）

- 前述のとおり、福祉部会報告書においては、包括的な支援体制の整備にあつては、① 地域で支え合う機能、② 支援関係機関が連携して支援を行う機能、③ 地域と支援関係機関をつなぐ機能を備えることが重要であるが、これらの機能を備えるにあつては、地域だけで①を実施するのでもなく、支援関係機関だけで②を実施するのでもなく、市町村が中心となり、地域住民等・支援関係機関とともに、①～③一体的に検討・実施することが重要である。

- その中で、③の地域と支援関係機関をつなぐ機能を充足させることは、
 - ・ 地域住民の生活課題が、支援関係機関での対応が困難になるまで解決されないまま、本人や家族が抱え込む・地域に留め置かれることを防ぐ観点
 - ・ 支援関係機関に配置する人材の確保が難しくなる中で、地域における支え合い機能を強化する観点等から特に重要となる。
- また、福祉以外の分野とも連携・協働した住民主体の地域づくりと包括的な支援体制の整備をつなぐ取組を推進するため、調査研究を実施し、モデル事業等に取り組む必要がある、とされている。
- このため、令和7年度補正予算において、市町村において、③及び①の機能の充足を、福祉以外の幅広い分野との連携協働により達成することができるよう、「地域における互助機能強化のための地域との連携・協働モデル事業」を創設し、同事業実施市町村において、モデル構築に向けた実証を行うこととしている。
- 事業目的・内容の詳細は以下のとおりであり、別途行う「地域における互助機能強化のための地域との連携・協働モデル構築支援事業」における有識者等による助言を踏まえながら、地域住民が主体となった労働者協同組合、地域運営組織（RMO）、指定地域共同活動団体等と協働の上、「既存制度・地域活動等の把握、地域生活課題に係る議論」「地域住民との協議・実践」「検証・見直し」「地域連携・協働支援員の配置」、必要に応じて「地域活動団体等支援活動費の支給」を行う市町村に対し、これに要する費用の4分の3に相当する額の補助を行うこととしている。
- 包括的な支援体制の整備手法を検討した結果、同事業により地域との連携・協働の在り方を実証し、モデル構築に必要な知見の提供を行っていただける市町村にあっては、令和8年度早期に実施に係る協議依頼を行うこととしている。（なお、令和8年度に重層的支援体制整備事業を実施する市町村は、同事業を実施する前提として求めている地域住民を含めた幅広い関係者との検討プロセスが、本事業の「既存制度・地域活動等の把握、地域生活課題に係る議論」と重複しているため、本事業の対象とはならない。）
- なお、「地域住民主体の地域づくりに係る背景と福祉行政との連携体制の構築過程に関する調査研究」（令和7年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（社会福祉推進事業分）、実施主体：全国コミュニティライフサポートセンター（CLC））では、地域活動の実践者・支援者、自治体、学識、関係省庁（内閣官房全世代型社会保障構築本部事務局、総務省）に参画いただき、福祉分野に留まらない、地域との連携・協働を促進するための効果的な支援方法等に係る調査研究を実施している。同調査研究の結果は、実施主体HP（※3）及び厚生労働省HPで公開予定であり、包括的な支援体制の整備にあたり地域との連携・協働の在り方やこれを促進するための支援策等を検討する際、検討の観点として参考にされたい。

(※3) 全国コミュニティライフサポートセンター (CLC) HP 「研究事業」
<https://www.clc-japan.com/researches/>

【同モデル事業のイメージ】

地域における互助機能強化のための地域との連携・協働モデル事業 (イメージの補足)

事業の目的

- 地域住民主体の活動を促進・強化し、地域生活課題を抱える地域住民を、地域の中で必要な支援に早期につなぐことができるようにする。
 ⇒ 包括的な支援体制の整備の図 (右) における、③の「つなぐ機能」と、その「つなぐ機能」と連動した、①の「地域で支え合う機能」を充足させるもの。
 = 単に①の個別の居場所づくりや地域住民の交流の場づくりを行う趣旨の事業ではない。
 (1) 地域住民主体の実践を市町村内で広く普及・促進し、多様な地域の支え合いの環境を整備するとともに、
 (2) 地域が支援関係機関に、支援関係機関が地域に、地域生活課題を抱える住民をつなぐ体制づくりが重要。
- 上記機能の充足を、福祉以外の幅広い他分野との連携協働により達成する。
 ⇒ 地域住民が主体となった労働者協同組合、地域運営組織 (RMO)、指定地域共同活動団体等との協働が前提。

※ 本事業の内容を実施することができる地域住民が主体となった団体等が 既にある市町村での実施を想定。

＜包括的な支援体制の整備＞

| 事業内容詳細 | |
|--|---|
| ○ 本モデル構築支援事業における有識者等による助言等を踏まえながら、以下の①～④は必須、⑤は必要に応じて行うこととする。 | |
| ① 既存制度・地域活動等の把握、地域生活課題に係る議論 | ②・③の前提となる現状把握・議論を、地域住民や地域住民が主体となった団体とともに進行。 |
| ② 地域住民との協議・実践 | 地域住民と対話しながら、地域生活課題を包括的に受け止められるよう、具体的な実践内容やその実施体制等を協議し、検討する。その結果を踏まえ、実践する。 |
| ③ 検証・見直し | 実践状況や、住民発意を最大限尊重する中で、地域生活課題を包括的に受け止め続けることができるよう、「つなぐ機能」、それと連動した「地域で支え合う機能」を備える体制構築状況等を検証。 |
| ④ 地域連携・協働支援員の配置 | ①～③の取組を効果的かつ円滑に実施するため、専任で1名配置。 (地域振興を主たる業務とする者 (地域おこし協力隊、集落支援員等) との兼務は可。) |
| ⑤ 地域活動団体等支援活動費の支給 | 地域住民個人や地域住民を主体とする団体が②の実践を行う場合、当該個人等に費用を支給。 |

(2) 重層的支援体制整備事業の質の向上

- 重層的支援体制整備事業について、社会保障審議会福祉部会報告書等においては、以下の現状・課題認識と今後の方向性が示されている。

「社会保障審議会福祉部会報告書」 (令和7年12月18日) (抄)

II 1. 地域共生社会の更なる展開について

(1) 包括的な支援体制整備に向けた対応

(現状と課題)

＜重層的支援体制整備事業の運用状況＞

- 令和2年度の制度創設以降、実施箇所数は増加しており、地域性を生かした創意工夫に富む実践もみられるものの、事業内容の質の向上が課題となっている。また、事業実施に先立つ関係者との検討プロセスや、事業開始後の事業評価や見直し等が実施されていない状況が見られる。

＜生活困窮者自立支援制度等の既存制度と重層的支援体制整備事業の関係＞

- 重層的支援体制整備事業は、既存の各分野の支援関係機関や支援者の対応力の向上や、関係機関間の連携強化等を図ることで、包括的な支援を促進する体制整備のための事業であ

るが、既存制度が十分に活用されないまま、重層的支援体制整備事業担当（多機関協働事業担当）にケースが任せきりにされてしまう実態なども見られている。

（対応の方向性）

<重層的支援体制整備事業の質の向上>

- 事業実施にあたっては、現状の地域資源の把握、地域の多様な関係者との対話等の検討プロセスを経ることを要件とすることが必要である。
- 重層的支援体制整備事業実施計画について、必須記載事項として目標・評価等に関する事項を追加するとともに、計画の定期的な見直しを行うこととすることが必要である。

□ 重層的支援体制整備事業の趣旨・目的、事業評価、プロセス、計画

- 福祉部会報告書においては、事業内容の質や事業の趣旨目的が十分に浸透できていないことが指摘されている。
- 重層的支援体制整備事業は、包括的な支援体制の整備を進めるための1つの手段で、
 - ・ 介護・障害・こども・生活困窮分野の各分野（メインシステム）を活用するのみでは、直ちに同体制に必要な機能を確保することが難しい市町村において、
 - ・ 主に体制整備の初期の段階でこれを活用し、同事業の交付金や社会福祉法の支援会議等の仕組みにより人員体制等を強化し、各分野の支援関係機関等や支援者の対応力の向上や、関係機関等の連携体制の構築等を図ることで、
 - ・ 各分野の支援関係機関等の中で対応できる範囲を拡大することを目指すもの（サブシステム）であるため、改めてご確認をお願いしたい（※4）。

（※4）令和2年度厚生労働省生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（社会福祉推進事業）「重層的支援体制整備事業に係る自治体等における円滑な実施を支援するためのツール等についての調査研究」により作成された「重層的支援体制整備事業に関わることになった人に向けたガイドブック」も参照されたい。

実施主体（三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社）HP

https://www.murc.jp/houkatsu_09/

□ 関連事項1：重層的支援体制整備事業開始後の障害者相談支援事業、地域活動支援センター事業の運用

- 重層的支援体制整備事業の実施に伴い、同事業において実施されることになる、障害者相談支援事業、地域活動支援センター事業においては、重層的支援体制整備事業実施要綱に定めるとおり、属性や世代に関わらない対応が求められている。
- 以下に、同要綱から同対応が必要であることを示す規定の一部を抜粋するので、今一度確認するとともに、仮にこれに反する運用を行っている市町村は早急に改めていただくようお願いする。

（運用を改めない場合は、重層的支援体制整備事業を実施していないものとみなし、重層的支援体制整備事業交付金の交付対象外となる。）

重層的支援体制整備事業実施要綱（抜粋）

○ 障害者相談支援事業

1 概要

関係機関間の連携や協働を強化し市町村全体の包括的な支援体制の整備を進めるという重層的支援体制整備事業のねらいを踏まえ、実施主体は、個別の支援機関としての対応に加えて、市町村が開催する支援会議において事例の情報を共有し必要な支援体制を検討する、あるいは、多機関協働事業者が開催する重層的支援会議において、地域における支援機関間の役割分担を整理した上で対応する等、支援機関等との連携や協働を進めながら必要な支援を行うものとする。

<基幹相談支援センター>

4 業務内容

(4) 重層的支援体制整備事業を通じた包括的な支援体制の整備への参画の取組

- ・ 市町村が開催する支援会議において、複雑化・複合化した支援ニーズを有する事例の情報の共有や必要な支援体制の検討
- ・ 多機関協働事業者が開催する重層的支援会議で整理された地域の支援関係機関間の役割分担に基づく対応、他の支援機関等と連携・協働による支援の提供
- ・ 地域づくり事業により構築される地域のネットワークとの連携

○ 地域活動支援センター機能強化事業

4 留意事項

(3) 重層的支援体制整備事業の趣旨を踏まえ、本事業の活動や支援を通じて、事業の参加者等から生活課題を受け止めた場合は、専門的な支援が必要なものは適切な支援機関につなぎ、つなぎ先が明確ではない複雑化・複合化した課題を受け止めた場合は多機関協働事業者につなぎ等の必要な支援を行うものとする。

□ 関連事項 2：多機関協働事業の適切な活用

○ 重層的支援体制整備事業は、前述のとおり、

- ・ 介護・障害・こども・生活困窮分野の各分野（メインシステム）を活用するのみでは、直ちに同体制に必要な機能を確保することが難しい市町村において、
- ・ 主に体制整備の初期の段階でこれを活用し、同事業の交付金や社会福祉法の支援会議等の仕組みにより人員体制等を強化し、各分野の支援関係機関等や支援者の対応力の向上や、関係機関等の連携体制の構築等を図ることで、
- ・ 各分野の支援関係機関等の間で対応できる範囲を拡大することを目指すもの（サブシステム）

であり、これに鑑みれば、重層的支援体制整備事業を開始したからといって、既存制度等の役割・機能が縮小されることはない。

○ しかしながら、重層的支援体制整備事業実施市町村の中には、例えば相談支援の観点にあっては、既存制度等において対応できる支援ニーズも多機関協働事業者に任せしており、その結果、既存制度等で実施していた際と比較して、逆に支援ニーズに応じにくくなっているといった事例も見受けられるところである。

○ このため、重層的支援体制整備事業の趣旨・目的について、改めて重層的支援体制整備事業主管課に対しても周知しているところであるため、障害保健福祉主管課におかれても、今一度、事業の趣旨・目的をご理解の上、多機関協働事業を活用いただくようお願いしたい。

□ 関連事項 3：重層的支援体制整備事業交付金の交付申請等

- 重層的支援体制整備事業を実施する市町村にあっては、障害者相談支援事業、地域活動支援センター事業に要する費用に対する交付金の交付は、重層的支援体制整備事業交付金から行うこととなっており（※5）、両事業に要する費用に係る交付申請等は、重層的支援体制整備事業開始以前の交付金（地域生活支援事業費等補助金）ではなく、重層的支援体制整備事業交付金において行う必要があるが、重層的支援体制整備事業開始以降も、両事業に要する費用の全て又は一部について、誤って地域生活支援事業費等補助金の交付申請等を行う市町村が、例年存在している。
- 厚生労働省でも申請等の誤りがないかの確認は行っているが、重層的支援体制整備事業を実施する市町村においても、重層的支援体制整備事業交付金のとりまとめ担当・両事業担当連携して確認し、誤りのないよう申請等を行うこと。

（※5）「社会福祉法」（昭和26年法律第45号）（抄）

（市町村の支弁）

第百六条の七 重層的支援体制整備事業の実施に要する費用は、市町村の支弁とする。

（市町村に対する交付金の交付）

第百六条の八 国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、次に掲げる額を合算した額を交付金として交付する。

一～四（略）

五 前条の規定により市町村が支弁する費用のうち、第一号及び前二号に規定する事業以外の事業に要する費用として政令で定めるところにより算定した額の一部に相当する額として予算の範囲内で交付する額

（重層的支援体制整備事業と介護保険法等との調整）

第百六条の十一

1（略）

2 市町村が重層的支援体制整備事業を実施する場合における障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第九十二条の規定の適用については、同条第六号中「費用」とあるのは、「費用（社会福祉法第百六条の四第二項に規定する重層的支援体制整備事業として行う同項第一号ロ及び第三号ハに掲げる事業に要する費用を除く。）」とする。

3・4（略）

3. 過疎地域等の小規模市町村における包括的な支援体制整備のための新たな事業の新設

- 社会保障審議会福祉部会報告書等においては、過疎地域等の小規模市町村における包括的な支援体制整備のための新たな仕組みを創設することが提言されている。具体的には、以下の現状・課題認識と今後の方向性が示されている。

「社会保障審議会福祉部会報告書」（令和7年12月18日）（抄）

II 1. 地域共生社会の更なる展開について

（2）過疎地域等における包括的な支援体制整備のための新たな仕組み

（現状と課題）

- 過疎地域等においては、人口減少・高齢化・単身世帯の増加等により、担い手不足が深刻化し、地域における支え合い機能が脆弱化するとともに、福祉ニーズの多様化・複雑化が見

込まれる中で、福祉ニーズへの対応の包括化と地域との連携・協働を進めていく必要がある。他方、重層的支援体制整備事業は、介護・障害・子ども・生活困窮の各分野の相談支援・地域づくり事業における配置基準を満たした上で、追加的に事業（多機関協働事業等）を実施する必要があり、小規模自治体等においては、事業の実施率も低い。

- こうした状況を踏まえ、「地方創生の基本構想」（令和7年6月13日閣議決定）において、「中山間・人口減少地域では、新たに、介護・障害・子ども・生活困窮分野の相談支援・地域づくり事業を一本化し、機能強化を図るとともに、福祉以外の他分野を含めた地域内での連携・協働を図るための制度改正を実施し」とされている。

（対応の方向性）

- 過疎地域等における包括的な支援体制整備のための新たな仕組みは、以下の内容とすることが必要である。なお、詳細については、引き続き、自治体の意見も聴きつつ、過疎地域等が直面する実態に対応できるよう検討を進めていくことが考えられる。

<相談支援・地域づくり事業の新たな仕組み>

- 過疎地域等における介護・障害・子ども・生活困窮の相談支援・地域づくり事業について、必要な機能を確保しつつ、分野別の縦割りではなく、機能別に構造化し、分野横断的に実施できるようにすることが必要である。このため、分野横断的な配置基準を設定した上で、担い手が不足している市町村においても配置可能な基準とすることが重要である。

- 相談支援については、一次相談対応、専門的相談対応と構造化することが必要である。
 - ・ 一次相談対応においては、分野・属性を問わず相談の受け止め、アセスメント、支援・サービスへのつなぎを行う。一次相談対応のために必要な研修や相談対応支援のためのAIの活用方策等について、モデル事業での実施（注：後述のイ）を検討する。
 - ・ 専門的相談対応については、市町村単独で対応が難しい事例について、市町村のニーズに応じて専門相談・後方支援体制を構築することとし、都道府県はその求めに協力する必要があることを明確化するとともに、近隣市や専門職団体等への協力を要請する際の支援を行う。また、都道府県等の役割として、上記の求めに協力することのほか、都道府県等が実施主体となる精神保健・児童虐待等の分野への対応を積極的に実施し、市町村との連携を図る必要があることを明確化する。こうした対応を可能とするため、都道府県後方支援事業を推進する。

- 地域づくりについては、地域活動コーディネーター機能と地域活動運営機能に構造化することが必要である。

- ・ 地域活動コーディネーター機能については、地域活動コーディネーターを配置し、福祉分野に加え、福祉以外の地域振興分野等の役割も兼ねることとする。コーディネーターの確保、人材養成について、モデル事業での実施（注：後述のイ）を検討する。
- ・ 地域活動運営については、既存の地域活動・拠点運営支援機能を共通化し、住民主体の分野を問わない地域活動・拠点運営等を可能とする。その際、必要となる住民ニーズ把握・意見聴取等については、モデル事業での実施を検討する。
- ・ なお、これらについては、地域運営組織（RMO）と一体的に実施することも想定される。

- また、これらの相談支援・地域づくり事業の実施にあたっては、地域のニーズや実情に沿った形で実施できるよう、具体的な実施方法（窓口の設置方法・コーディネーターの配置方法等）は、自治体において柔軟に設計できる仕組みとすることが必要である。

<相談支援・地域づくり事業にあわせて実施する新たな事業>

- 新たな仕組みにおいて実施する事業内容は、重層的支援体制整備事業よりも簡素な内容とすることが必要である。具体的には、地域と福祉支援関係機関が一体となった包括的な支援体制の整備促進を図るため、相談支援・地域づくり事業とあわせて、地域と福祉支援体制の連携・協働機能を強化する内容（※）を実施することが考えられる。

※ 住民・民間団体の見守りから福祉支援体制につなぐ活動、地域活動に福祉医療専門職が関与し福祉的観点を付与する、地域運営組織と福祉支援体制の連携・協働体制を構築する等が想定されるが、具体的内容はモデル事業において検証（注：後述のウ）を行う。

<対象地域・実施要件>

- 人口規模、人口減少の進行度合い、人口密度等の指標を踏まえつつ、必要なプロセス（※）を経ていることを都道府県を通じて、国が確認することが必要である。

※ 広域的な対応を可能とするための体制等について、都道府県・近隣市等と協議していること、地域住民等の意見を聴取した上で、市町村庁内で、本仕組の活用について合意形成を図っていること等

<市町村への補助の在り方>

- 重層的支援体制整備事業交付金の仕組みを参考に、各制度における既存の関係補助金について、一体的な執行を行う仕組みとすることが必要である。
- ※ 補助基準や各制度からの按分方法、自治体における交付金使途の柔軟性の確保や事務負担の軽減（市町村における介護・障害・こども・生活困窮分野への必要経費の照会作業を不要にする等）等を図る方策を検討し、過疎地域等の自治体が使いやすい仕組みとする。

ア 新たな事業の趣旨・概要

- 福祉部会報告書を踏まえ、小規模市町村においては、重層的支援体制整備事業が実施できていない現状等にも鑑み、人材確保が困難な小規模市町村においても包括的な支援体制整備の促進を図ることができる新たな事業を創設することを検討している。
- 本事業や重層的支援体制整備事業、または、事業を活用しない方法等も含め、地域の実情に応じた方策・選択肢を提示することで、全ての市町村において、それぞれの地域に沿った包括的な支援体制整備を促進していく。
- 具体的な事業内容（案）については、以下も参照いただきたい。

小規模市町村における包括的な支援体制の整備を促進するための新たな仕組み（概要）

現状・課題

- 人口減少・高齢化等が進行する小規模市町村においては、人材確保が課題であり、福祉各分野の相談支援・地域づくり事業の実施にあたって、分野毎の配置基準等を満たしながら実施することが困難となっている。相談対応の包括化と地域との協働を促進し、包括的な支援体制の整備を進めるための新たな仕組みが必要。
- ※ 包括的な支援体制整備を促進するための手段として創設された重層的支援体制整備事業の実施率も、小規模自治体においては低い状況。
- ※ 重層的支援体制整備事業実施率（市町村人口規模別）：1万人未満→9.2%、1～3万人→17.9%、30～40万人→76.7%、40～50万人→94.7%（R7年度）

新たな仕組み（概要）

- 小規模市町村（※）における包括的な支援体制の整備を促進するための事業（小規模市町村地域支援連携協働体制整備事業（仮称））を新設する。

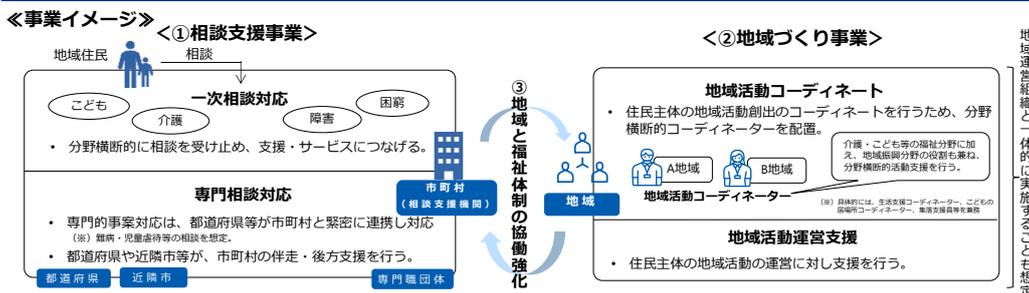
※ 対象地域は、人口規模、人口減少の進行等の指標の他、人口密度や交通の不便さなど総合的に勘案し都道府県を通じて国が確認し決定

【事業内容】

- ①相談支援事業、②地域づくり事業
- ・ 介護、障害、こども、生活困窮分野の相談支援・地域づくり事業等について、機能別に構造化し、**分野横断的に実施**。
- ・ **配置基準は分野横断的な一つの基準を定める**（省令において規定）。
- ③地域と福祉支援体制の協働を推進する事業
- ・ 地域と福祉支援体制の協働を推進する取組支援を行う事業を実施（具体的な内容は今後モデル事業において検証）

一体的に実施

- ※ 重層的支援体制整備事業は、分野毎の配置基準を満たしながら相談支援・地域づくり事業を実施する必要があるほか、相談支援・地域づくり事業に加えて、3つ追加的事业（多機関協働事業等）を実施する必要があるが、小規模市町村では人材不足も深刻で実施が難しいため、本事業は簡素な仕組みとする。
- ※ 市町村への補助については、各制度の関係補助金を統合・申請手続も一本化し、一体的な交付を行う仕組みとする（重層的支援体制整備事業交付金の仕組みを参考）。



イ 新たな事業と重層的支援体制整備事業との違い

- 重層的支援体制整備事業は、相談支援・地域づくり事業について、既存制度のそれぞれの配置基準を満たした上で事業を実施することに加えて、多機関協働等の3事業を一体的に実施する必要があるが、新たな事業は、相談支援・地域づくり事業について、分野横断的な一つの配置基準に基づき柔軟な実施を可能とし、あわせて地域と福

祉支援体制の協働を推進する1事業のみを実施するものであり、小規模市町村の人材不足の実情も踏まえた簡素な内容としている(※)。

(※) 重層的支援体制整備事業は、主に専門職等による相談支援の強化を図る事業であるが、本事業は、担い手が不足する市町村において、地域と協力しながら支援体制を確保していく趣旨の事業。

(※) その他、事務手続面も重層的支援体制整備事業より簡素な内容とすることも検討中。

4. その他

- 上記のほか、地域共生社会の実現や包括的な支援体制の整備に関する情報提供は、以下にて行っているため、参考にされたい。

厚生労働省HP「社会・援護局関係主管課長会議」

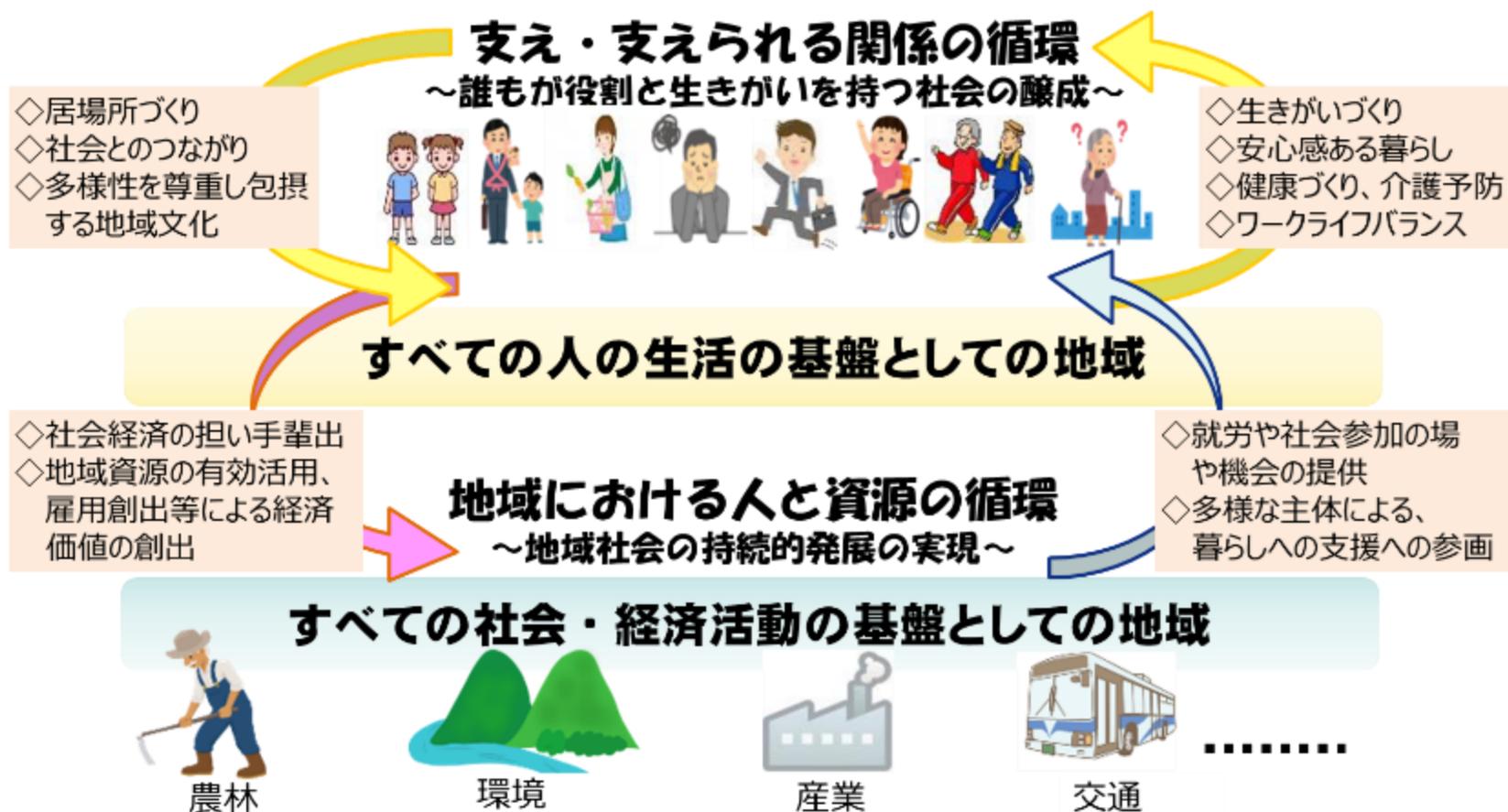
https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syakai_329761.html

厚生労働省HP「地域共生社会の推進」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/chiiikikyosei/index.html

地域共生社会の実現に向けて

| | |
|---------|--|
| 現状 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢化や人口減少が進み、地域・家庭・職場といった、人々の生活領域における支え合いの基盤も弱まっている。 ○ 加えて、多くの地域では、社会経済の担い手も減少しており、地域社会そのものの存続も危ぶまれている。 |
| 目指すべき社会 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活における人と人とのつながりを再構築し、誰もが役割と生きがいを持ち、互いに支えたり、支えられたりする関係が循環する地域社会 ・ 社会・経済活動の基盤として、人と資源が循環し、地域での生活を構成する幅広い関係者による参加と協働により、持続的発展が期待できる地域社会 <p>の2つの視点からなる、「地域共生社会」の実現を目指す。</p> |



地域共生社会の実現に向けた取組 (包括的な支援体制の整備、重層的支援体制整備事業)

地域共生社会の実現 (第4条第1項)

地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

地域福祉の推進

(第4条第2項)

地域生活課題の把握、連携 による解決に向けた取り組み

(第4条第3項)

包括的な支援体制の整備

(第106条の3)

【全ての市町村に対する努力義務】

市町村に地域の特性を踏まえた、包括的な支援体制(※)の整備に努めることを義務づけ

(※) 以下、3点の機能を有する体制

- ①地域住民同士が支え合う機能
- ②支援関係機関が連携して支援を行う機能
- ③地域住民と支援関係機関をつなぐ機能

重層的支援体制整備事業

(第106条の4)

【包括的な支援体制整備のための1つの手段として規定。市町村の任意で実施可能】

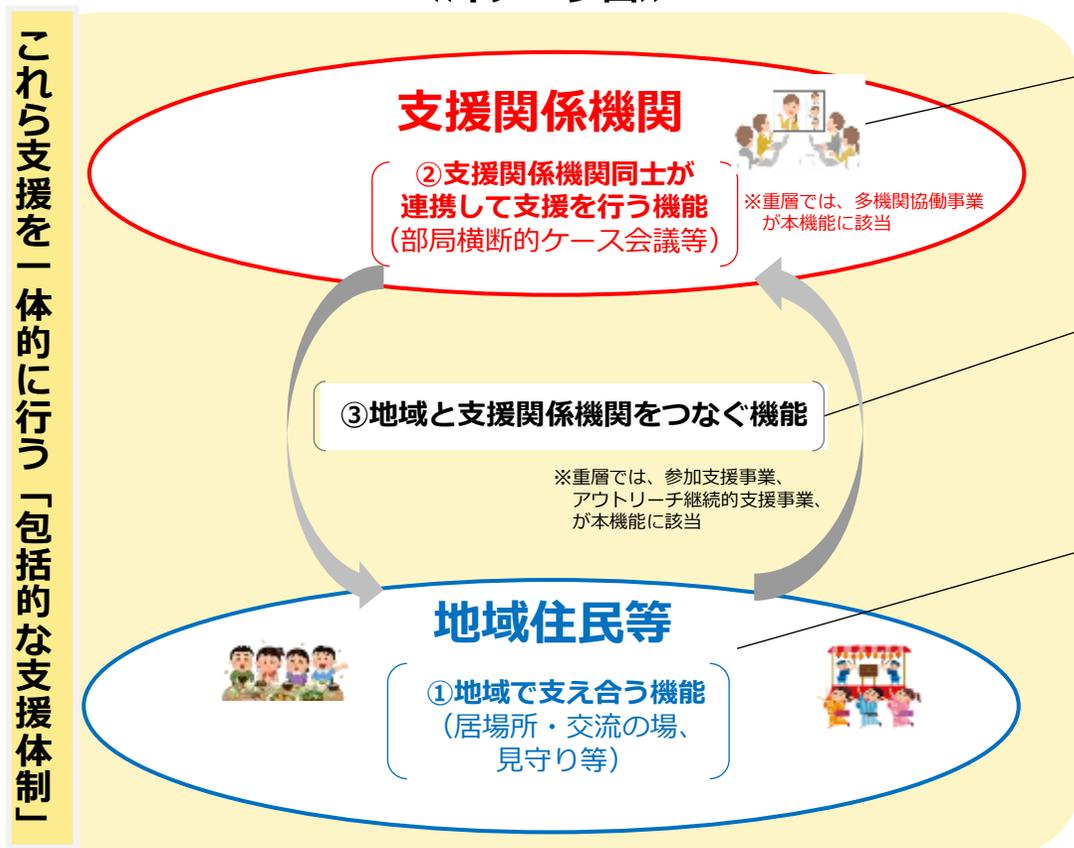
包括的な支援体制の整備の手法の一つとして、市町村において相談支援、参加支援、地域づくりを一体的に実施する事業

(任意事業：全国473箇所 (R7予定))

包括的な支援体制の整備（社会福祉法第106条の3）

- 包括的な支援体制の整備は、地域住民等と支援関係機関が協力し地域生活課題を抱える地域住民を包括的に支える体制整備を行うもの。
 (※) 社会福祉法第106条の3 柱書の規定
 市町村は、地域の実情に応じた次に掲げる施策（1～3号）の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。
- 体制整備においては、①地域で支え合う機能、②支援関係機関が連携して支援を行う機能、③地域と支援機関をつなぐ機能が重要。
- 重層的支援体制整備事業は、この体制を整備するための事業であり、人口減少と担い手不足が深刻な地域においては、①地域で支え合う機能や、③地域と支援関係機関をつなぐ機能が特に重要となる。

《イメージ図》



《現行条文との関係》

◎ 106条の3 第1項第3号

三 生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

◎ 106条の3 第1項第2号後段

二 地域住民等が（中略）、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策

◎ 106条の3 第1項第1号・2号前段

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、（中略）に関する施策

(注1) 地域住民等：地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者（4条2項） 支援関係機関：地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（4条3項）
 (注2) 包括的相談支援事業と地域づくり事業は重層を実施しているか否かに関わらず、実施されるものであるため記載省略

Ⅱ. 各論

1. 地域共生社会の更なる展開について

(1) 包括的な支援体制の整備に向けた対応

【対応の方向性】

<市町村における包括的な支援体制の整備の推進>

- 市町村が包括的な支援体制の整備を進めるにあたって、地域住民の支え合いを促進する施策、支援関係機関同士が連携して支援を行う施策、地域住民と支援関係機関の連携・協働を図る施策等、実施すべき施策を明確化することが必要である。その際、特に、地域から福祉の支援体制につなげる方策を推進することが重要である。
- 重層的支援体制整備事業を実施していない市町村においても支援会議の活用を可能とすること等により、体制整備を促進することが必要である。
- 地域住民等と支援関係機関の連携・協働を図るため、市町村が協力団体を委嘱できる仕組みの創設等の方策を推進することが必要である。
- 生活困窮者自立支援制度について、頼れる身寄りがない高齢者等を含め支援が必要な生活困窮者が幅広く支援対象に含まれることの明確化や、福祉事務所未設置町村への努力義務化を通じた一次相談事業の拡充等、対応を強化することが必要である。こうした内容を実現するためにも、生活困窮者支援に従事する者の処遇改善など、現場の支援員が安心して業務に従事できる環境の整備が必要との意見があった。

また、今般の議論も踏まえ、将来的には、生活困窮者自立支援制度の在り方についても検討すべきとの意見もあった。

<都道府県における包括的な支援体制の整備の推進>

- 都道府県による市町村への伴走支援の強化や、広域対応が必要な支援実施主体としての都道府県の役割の明確化等により、市町村への支援を強化することが必要である。あわせて市町村同士が学び合う環境づくりも支援していく必要があるという意見もあった。

1. 地域共生社会の更なる展開に向けた対応

（2）包括的な支援体制の整備・重層的支援体制整備事業の今後の在り方

① 包括的な支援体制の整備・重層的支援体制整備事業

【対応の方向性】

（i）市町村における包括的な支援体制の整備

- ・ 包括的な支援体制の整備については、法において全ての市町村に対する努力義務として規定されており、改めて、全国どこの地域であつても支援を必要とする方が誰も取り残されることのない包括的な支援体制の整備を図ることを再確認する必要がある。
- ・ これを進めるため、全ての市町村に対して、国・都道府県による伴走支援を行うとともに、法に規定する支援会議の活用や重層的支援会議のような枠組み等を重層的支援体制整備事業を実施せずに包括的な支援体制を整備している市町村にも拡大し、市町村の実情に応じた体制整備の支援を行う必要がある。
- ・ また、全ての市町村が包括的な支援体制の整備に取り組むことができるよう、その趣旨を分かりやすく示すほか、地域を共に創る（共創）必要性も示すとともに、取り組むに当たって参考となるような整備手法を国において示す必要がある。これに伴い、地域づくりが進んでいないという実態等も踏まえ、包括的な支援体制整備に関する指針等において、地域づくりを進めるために重要な要素等を示す必要がある。
- ・ 生活困窮者自立支援制度は、制度の狭間を生まないための包括的な支援制度の構築を理念として創設されたものであることを踏まえ、包括的な支援体制の整備に当たっては、同制度が特に重要な役割を持つものであること及び同制度の生活困窮者には身寄りのない高齢者等を含め、支援が必要な者が幅広く含まれることについて、法令上の規定の整備の検討を進めていく必要がある。その際、医療・保健分野等との連携体制を構築している地域包括ケアシステムとの連動を図ることも必要である。
- ・ その上で、将来的には、全ての市町村において包括的な支援体制の構築が図られることを念頭に、**生活困窮者自立支援制度を中心**に介護保険制度などの既存制度を活用する中で連携体制の強化により構築する方法（以後、「**既存制度活用アプローチ**」とする¹⁹。）と過疎地域等における柔軟な仕組みにより包括的な相談支援や地域づくりを構築する方法（以後、「**機能集約化アプローチ**」とする。）により推進していく必要がある。
- ・ （既存制度活用アプローチ、機能集約化アプローチ）いずれのアプローチで推進していく場合であっても、市町村が必要な取組を効率的・効果的に進めることができるよう、制度の持続可能性の観点には留意しつつ、機能や実施する取組に応じた財政的な支援を行う必要がある。

19 既存制度活用アプローチは、生活困窮者自立支援制度を中心に構築する場合のほか、地域包括ケアを中心に構築することも考えられる。

II. 各論

1. 地域共生社会の更なる展開について

(3) 地域共生社会の理念の再整理・連携協働の強化

【対応の方向性】

<福祉以外の分野との連携・協働>

- まちづくり・農業・住まい・交通・消費者行政・防災・司法等の他分野とのそれぞれの役割を踏まえた連携・協働を推進するため、包括的な支援体制の整備にあたって、連携に努める対象分野を拡大することが必要である。
- 地域福祉（支援）計画の記載事項として福祉分野以外の関連施策との連携・協働に関する事項を明確化することが必要である。

あわせて、都道府県による支援の強化や、地域運営組織（RMO）や指定地域共同活動団体との連携・協働などによる、**福祉以外の分野とも連携・協働した住民主体の地域づくりと包括的な支援体制の整備をつなぐ取組を推進**するため、調査研究を実施し、モデル事業等に取り組む必要がある。

施策名：地域における互助機能強化のための地域との連携・協働モデル事業

① 施策の目的

- 地域における包括的支援体制の整備を推進するため、互助機能強化のための地域住民等との連携・協働モデルを構築する。

② 対策の柱との関係

| I | | | II | | | | | III | |
|---|---|---|----|---|---|---|---|-----|---|
| 1 | 2 | 3 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 1 | 2 |
| | ○ | | | | | | | | |

③ 施策の概要

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

- 包括的な支援体制の整備にあたり、地域住民による地域活動の中で生活課題が福祉的に解決されている事例や、地域住民主体の組織等との連携体制の構築、住民の身近な環境で相談等を行うことができる体制整備の事例や調査研究の結果などを参考にしつつ、地域との連携・協働の在り方を検証するための下記取組を行うモデル事業を実施する市町村に対し、これに要する費用の補助を行う。

| | |
|-----------------------|---|
| ① 地域生活課題 ／既存制度等の把握 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域住民等が地域で生活する中で、現状起きている／中長期的な課題を把握。 ○ 住民の地域での生活を支える制度・資源(労働者協同組合、RMO、自治会・町内会、公民館等)や、地域住民の興味・関心から始まる地域活動等を把握。 |
| ② 地域住民等との協議・実践 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 住民と対話しながら、住民発意を最大限尊重する中で、具体的な実践内容やその実施体制等を協議し、検討する。 ○ 協議の結果を踏まえ、実践する。 |
| ③ 検証・見直し | <ul style="list-style-type: none"> ○ 実践状況を検証。 ○ 住民主体の活動の継続性を担保するための方策や、そのための行政としての支援の在り方等を検証し、必要に応じて見直し。 |



- 実施主体：市町村

⑤ 施策の対象・成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

- 地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(地域生活課題)の解決が図られるほか、地域の互助機能が強化されることで、地域社会の持続的な発展にも寄与する。

地域における互助機能強化のための地域との連携・協働モデル事業（イメージの補足）

事業の目的

- 地域住民主体の活動を促進・強化し、地域生活課題を抱える地域住民を、地域の中で必要な支援に早期につなぐことができるようにする。
⇒ 包括的な支援体制の整備の図（右）における、③の「つなぐ機能」と、その「つなぐ機能」と連動した、①の「地域で支え合う機能」を充足させるもの。
= 単に①の個別の居場所づくりや地域住民の交流の場づくりを行う趣旨の事業ではない。
（１）地域住民主体の実践を市町村内で広く普及・促進し、多様な地域の支え合いの環境を整備するとともに、
（２）地域が支援関係機関に、支援関係機関が地域に、地域生活課題を抱える住民をつなぐ体制づくりが重要。
- 上記機能の充足を、福祉以外の幅広い他分野との連携協働により達成する。
⇒ 地域住民が主体となった労働者協同組合、地域運営組織（RMO）、指定地域共同活動団体等との協働が前提。
※ 本事業の内容を実施することができる地域住民が主体となった団体等が 既にある市町村での実施を想定。



事業内容詳細

- 本モデル構築支援事業における有識者等による助言等を踏まえながら、以下の①～④は必須、⑤は必要に応じて行うこととする。

| | | |
|---|---------------------------|---|
| ① | 既存制度・地域活動等の把握、地域生活課題に係る議論 | ②・③の前提となる現状把握・議論を、地域住民や地域住民が主体となった団体とともに行う。 |
| ② | 地域住民との協議・実践 | 地域住民と対話しながら、地域生活課題を包括的に受け止められるよう、具体的な実践内容やその実施体制等を協議し、検討する。その結果を踏まえ、実践する。 |
| ③ | 検証・見直し | 実践状況や、住民発意を最大限尊重する中で、地域生活課題を包括的に受け止め続けることができるよう、「つなぐ機能」、それと連動した「地域で支え合う機能」を備える体制構築状況等を検証。 |
| ④ | 地域連携・協働支援員の配置 | ①～③の取組を効果的かつ円滑に実施するため、専任で1名配置。 (地域振興を主たる業務とする者(地域おこし協力隊、集落支援員等)との兼務は可。) |
| ⑤ | 地域活動団体等支援活動費の支給 | 地域住民個人や地域住民を主体とする団体が②の実践を行う場合、当該個人等に費用を支給。 |

施策名：地域における互助機能強化のための地域との連携・協働モデル構築支援事業

① 施策の目的

- 地域における互助機能強化のために地域住民等との連携・協働モデルの構築に取り組む市町村への支援等を行う。

② 対策の柱との関係

| I | | | II | | | | | III | |
|---|---|---|----|---|---|---|---|-----|---|
| 1 | 2 | 3 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 1 | 2 |
| | ○ | | | | | | | | |

③ 施策の概要 ④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

- 「地域における互助機能強化のための地域との連携・協働モデル事業」の実施市町村において行われる、
 - ・ 地域生活課題／既存制度等の把握
 - ・ 地域住民等との協議・実践
 - ・ 住民主体の活動の継続性を担保するための方策や、そのための行政としての支援の在り方の検証等の取組について、有識者等とともに現地を訪問し、各取組が円滑に行われるよう必要な助言等を行い、行政として地域に根ざした地域づくりを行うために必要なアプローチ等に係るモデルを構築する。

【参考】モデル事業における実施市町村の取組

① 地域生活課題／既存制度等の把握

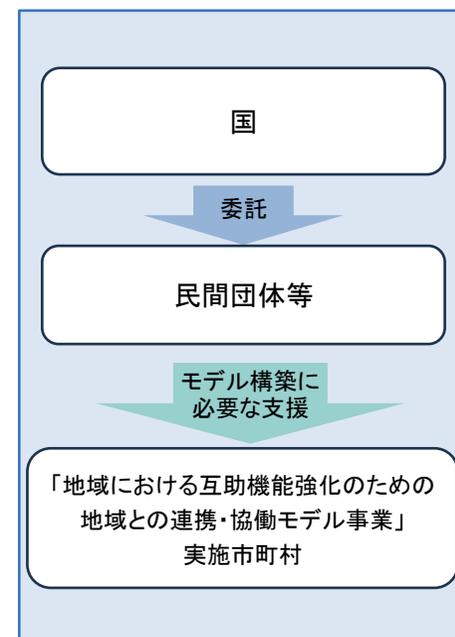
- 地域住民等が地域で生活する中で、現状起きている／中長期的な課題を把握。
- 住民の地域での生活を支える制度・資源(労働者協同組合、RMO、自治会・町内会、公民館等)や、地域住民の興味・関心から始まる地域活動等を把握。

② 地域住民等との協議・実践

- 住民と対話しながら、住民発意を最大限尊重する中で具体的な実践内容やその実施体制等を協議し、検討する。
- 協議の結果を踏まえ、実践する。

③ 検証・見直し

- 実践状況を検証。
- 住民主体の活動の継続性を担保するための方策や、そのための行政としての支援の在り方等を検証し、必要に応じて見直し。



⑤ 施策の対象・成果イメージ (経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- 地域との連携・協働モデルが構築されることにより、多くの市町村において、地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(地域生活課題)の解決が図られるほか、地域の互助機能が強化されることで、地域社会の持続的な発展にも寄与する

Ⅱ. 各論

1. 地域共生社会の更なる展開について

(1) 包括的な支援体制の整備に向けた対応

【対応の方向性】

<重層的支援体制整備事業の質の向上>

- 事業実施にあたっては、現状の地域資源の把握、地域の多様な関係者との対話等の検討プロセスを経ることを要件とすることが必要である。
- 重層的支援体制整備事業実施計画について、必須記載事項として目標・評価等に関する事項を追加するとともに、計画の定期的な見直しを行うこととすることが必要である。
- 財政支援について、体制整備のみに着目した支援（人件費補助）から、機能面・取組面の評価を踏まえた支援の仕組みにする必要がある。
- こうした取組を通じて、重層的支援体制整備事業等による包括的な支援体制の機能強化を図ることが必要である。
- これらに際し、必要な検討プロセス・事業の評価方法等については、調査研究を実施・整理し自治体に示すことが必要である。なお、評価は支援実績件数のみでなく、総合的に行うことを念頭に、今後検討することが重要である。また、検討プロセス・事業の評価方法等の検討にあたっては、市町村の取組状況も多様であることを踏まえることが必要である。

重層的支援体制整備事業（社会福祉法第106条の4）

1. 事業の目的等

- 包括的な支援体制を整備するための1つの手段として、令和2年社会福祉法改正により創設。 ※ 実施市町村数：42（R3）→ 586（R8）（予定）
- ① 介護・障害・こども・生活困窮などの既存の相談支援事業・地域づくり事業を一体的に実施することに加え、② 既存制度のみでは直ちに対応が難しい支援ニーズへの対応力を向上させるための多機関協働事業等を実施する。
- 主に体制整備初期段階で活用し、**既存制度・機関の支援者の対応力強化と既存制度・機関間の連携強化を図り、包括的な支援体制の整備を促進**することを目的とする。

2. 事業内容（以下を全て実施）

- ① 介護・障害・こども・生活困窮分野の相談支援事業・地域づくり事業の内容を全て実施し、かつ一体的に運用する。
- ② 多機関協働事業等を実施。具体的には以下（1）～（3）を実施（注）。
 - （1）多機関協働事業：既存制度のみでは直ちに対応が難しいケースに関し、関係機関の役割分担・支援の方向性の策定等を行う。
 - （2）アウトリーチ等を通じた継続的支援事業：既存制度のみでは直ちに対応が難しいケースに対し、継続的な訪問支援等を行う。
 - （3）参加支援事業：既存制度のみでは直ちに対応が難しいケースに対し、本人のニーズを踏まえた社会資源とのマッチングや支援メニューの開拓等を行う。

（注）事業目的を踏まえると、多機関協働事業は、各市町村における中核的な役割を担う機関（生活困窮等）、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業や参加支援事業は、生活困窮分野の自立相談支援事業、就労・住まい支援の各事業、高齢分野の生活支援コーディネーターによるアウトリーチ支援等の既存制度の活用に移行していくことも考えられる。

3. 財政支援の仕組み（一括交付金）

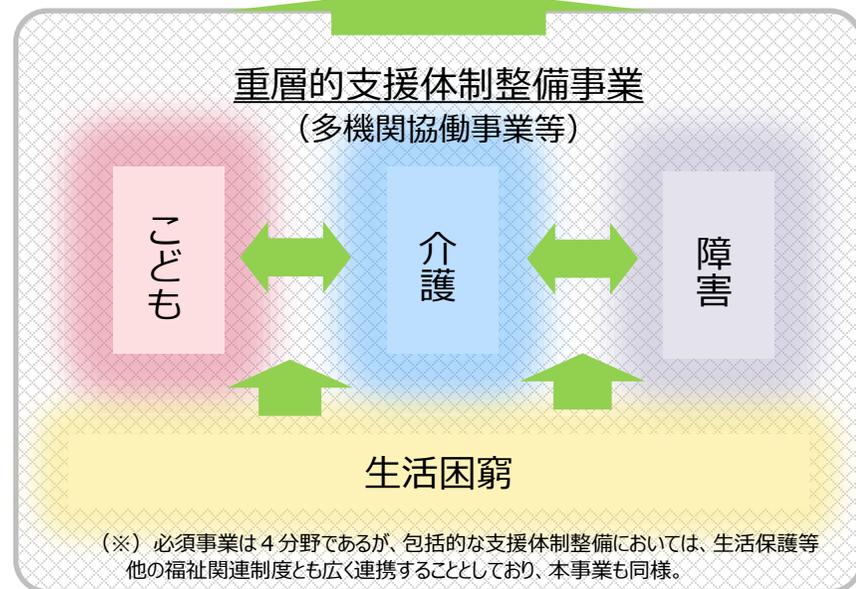
- 既存の相談支援・地域づくり事業に係る補助等と多機関協働事業等に係る補助を統合し、一括交付金として市町村に交付。

<交付基準額等>

- ①：相談支援事業・地域づくり事業 ⇒ 各制度に基づく基準額・交付割合等を維持
- ②：多機関協働事業等 ⇒ 市町村の人口規模に応じて基準額を設定。
交付割合は実施年数等に応じて設定（R8以降）。

「重層的支援体制整備事業のイメージ」

既存制度・機関の支援者の対応力強化、
既存制度・機関間の連携強化

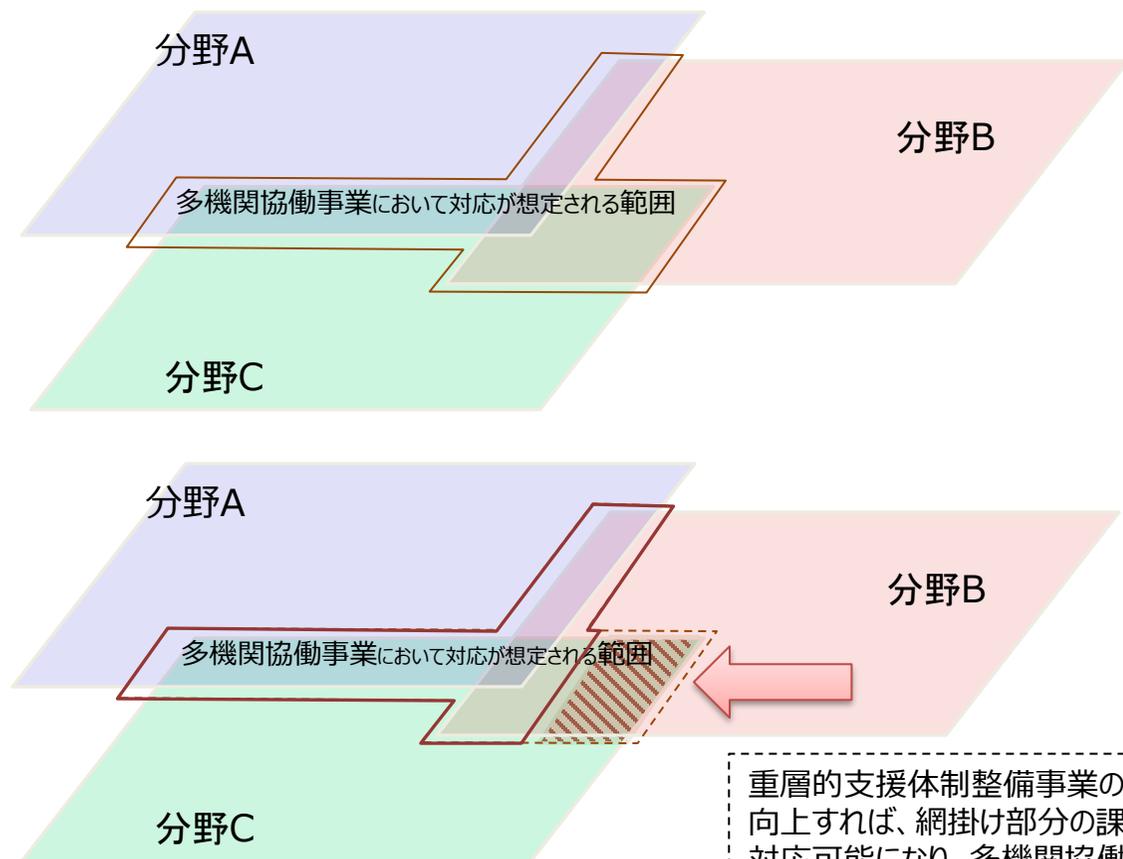


（※）必須事業は4分野であるが、包括的な支援体制整備においては、生活保護等他の福祉関連制度とも広く連携することとしており、本事業も同様。

- （※）他方、多機関協働事業者のみでケースに直接的な支援を行うことが固定化している状況や、多機関協働事業者のみにケースが任せきりにされる／孤立している等の状況もみられ、事業趣旨・目的が十分に浸透していないこと等が課題。
⇒ 事業趣旨に沿った評価指標の導入等により、事業の質の向上を図る。

重層的支援体制整備事業の意義 ①

- 生活課題が複数分野にまたがっているケースについて、分野の重なり合っている部分（**重層的な部分**）における協働がこれまで以上に機能すれば、より支援の可能性が広がるという点に着眼し、そのための**支援体制を整備**しようとするのが本**事業**の狙い。



① 具体的な対象範囲を知るために

まず手元の相談体制・支援体制において、個別ケースのレベルで「惜しいケース」を把握、関係者間で共有することが大切

潜在的なニーズや狭間のニーズを抱える事例についても関係者間での共有することも重要



② 困難事例の押し付けにしないために

多機関協働を中心として、各分野の相談機関や専門職の対応力を高め、**最終的には多機関協働事業者が担うべき守備範囲の縮小こそ、本事業の目標。**

個々の分野の対応力強化をセットにした取組が求められる。

重層的支援体制整備事業の成果で分野Bの課題対応力が向上すれば、網掛け部分の課題については、分野Bの中で自ら対応可能になり、多機関協働事業の範囲は縮小。

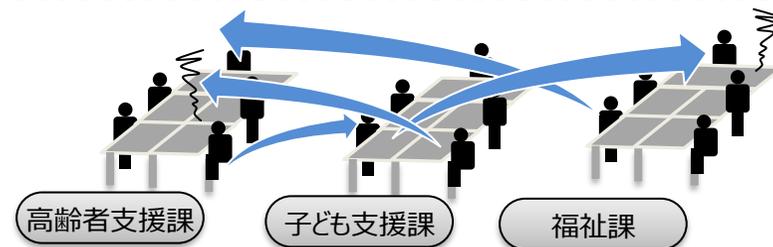
重層的支援体制整備事業の意義 ②

縦割りが過ぎると、部署間の連携コストは高くなる

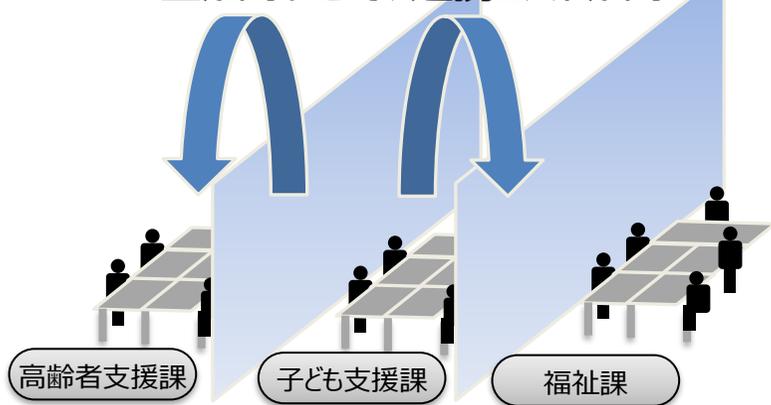
- ✓ 対象者別の制度間の壁が高すぎると、縦割りの弊害が最大化し、支援対象者への円滑なリーチアウトができなくなる。
- ✓ 重層的支援体制整備事業は、この「高すぎる壁」問題へのアプローチである。

✕ 取り払ったら大混乱
制度間の壁を全部

現場の壁をすべて取り払えば、役割分担もできず、現場は混乱に陥るだけ。一定の組織的区分は業務の適切な運用に不可欠。各分野の制度を、ひとまとめにするわけではない。

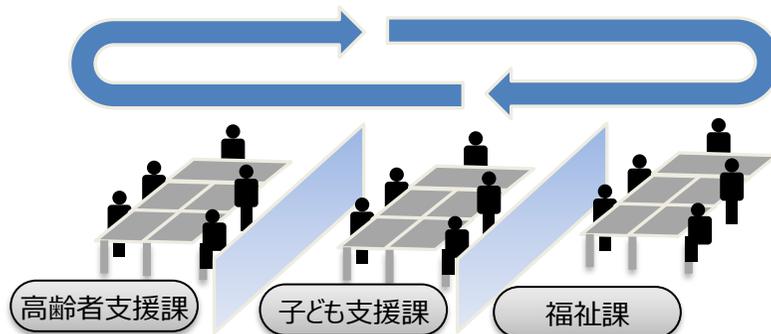


壁が高すぎて、連携コストが高い



○ 制度間の壁は残しつつ、壁を低くして風通しを良くする

既存制度の制度間の仕切りは残したまま、対象者別の制度の壁を低くすることで、風通しを良くし、スムーズな連携を目指す。スムーズな連携を阻害しているのは何かを検討することが大切。



【出所】三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

「重層的支援体制整備事業に係る自治体等における円滑な実施を支援するためのツール等についての調査研究報告書」（2021）

本当にそうかな？ 重層的支援体制整備事業 — 手段が目的化していませんか？ ①

× : よくある誤解 ○ : 本当は「こうだった」

| | |
|---|--|
| × | 重層的支援体制整備事業は、新しいものをゼロから作り上げる事業だ。 |
| ○ | 重層的支援体制整備事業は、これまで行ってきた事業では、対応できなかった課題を解決したり、これまで行ってきた事業をよりやりやすくするための事業だ。 ⇒ これまで行ってきた事業での蓄積は、すべて「財産」。なかったことにするのは「もったいない」。 ⇒ そもそも人口減少社会では、今ある資源／限られた人員で対応できるようにしないと、立ちゆかなくなる。 |
| × | 重層的支援体制整備事業は、全市町村で実施すべき事業だ。国もそう言っている。 |
| ○ | もともとの目的である、「包括的な支援体制の整備」を行うための手段は様々。 国は「全市町村で実施すべき事業だ」とは言っていない。（社会福祉法上も実施は任意とされている。） ⇒ 必ずしも重層的支援体制整備事業による必要はない。 ⇒ これまで行ってきた事業で課題が生じていなければ／もっとこうしたいという思いがなければ、重層的支援体制整備事業に取り組む必要はない。 （取り組んでも効果はない。） |
| × | 重層的支援体制整備事業でなければ、実施できないことがある。 |
| ○ | 重層的支援体制整備事業でなければ実施できないことは、ないわけではないが「極めて少ない」。 ⇒ 地域ケア会議、生活支援コーディネーター、自立相談支援機関での相談受付、支援会議・・・ 包括的な支援体制の整備に資する手段は、これまでも実施されてきたはず。同じようなことを、看板だけ掛け替えてやっても意味はない。 もしそれがこれまでうまくいっていなかったのであれば、まずはそれをうまくいくようにする方が先決では？ ⇒ 重層的支援体制整備事業は「サブシステム」であって、「メインシステム」ではない。 |
| × | 重層的支援体制整備事業を実施すべきかは、福祉の関係者だけで考えればよいことだ。 |
| ○ | たしかに統合される事業は福祉に関係する事業だが・・・ ⇒ そもそも包括的な支援体制の整備／地域共生社会の実現が目的。「このまちでどういう風に生きていきたいか」と連動する話。 であれば、主管課だけで、福祉の関係者だけで考えてよいわけがない。 ⇒ 事業実施如何以前に、「地域住民含め、全ての関係者とともに」まず包括的な支援体制をどのように整備するかを考えるべき。 ⇒ 人々の地域での暮らしは、福祉だけが支えているわけではない。 ⇒ 福祉の関係者以外も、「このまちでどういう風に生きていきたいか」を考え、各々取組を行っている。 例えば「地域づくり」は、地域住民なり、企業なり、いろいろな人が、いろいろな思いで、いろいろなことをやっている。 いかに「つながり」、一緒に考えられるようになるか。お互いwin-winの関係になれるか。 |

本当にそうかな？ 重層的支援体制整備事業 — 手段が目的化していませんか？ ②

| | |
|---|---|
| × | 重層的支援体制整備事業は、社協に委託しているから大丈夫。 |
| ○ | <p>事業如何以前に、包括的な支援体制の整備に係る努力義務は「市町村」に課されている。 まずは、市町村が先頭になって、全ての関係者とともに包括的な支援体制をどのように整備するかを検討すべき。 ⇒ 社協に「丸投げ」していて、市町村が自身の言葉で包括的な支援体制をどのように整備していくか語ることができなければ、努力義務を果たしたことはない。 Cf) 地域福祉計画の策定、重層的支援体制整備事業実施計画の策定・・・ 社協に限らず、シンクタンクに／有識者に、「丸投げ」していることはないか。 シンクタンクも有識者も、自分たちの地域での暮らしに責任を持っているわけではない。最後は「自分たちで」考える。</p> |
| × | 重層的支援体制整備事業の「好事例」がほしい。 |
| ○ | <p>重層的支援体制整備事業の「好事例」は「ない」。 ⇒ 目的も分からず、手段だけ真似しても効果はない。 ⇒ 他市町村の事例を知って、「うちには〇〇がないから、△△がないからできない」と思うのは当たり前。市町村ごとに状況は異なる。 大事なことは、「このまちに何があるか、誰がいるのか、自分たちのまちで何が必要なのか・何がしたいのか」</p> |
| × | 複雑・複合なケースに対応するためには、ワンストップ窓口を作ればいい。 |
| ○ | <p>本当にワンストップ窓口でなければ対応できないのか？ ⇒ これまでも、既存窓口では、対象者以外から相談があったら適切な窓口を案内していたはず。 高齢者とひきこもりの子の世帯があったら、地域包括支援センターは、ひきこもりの子のことを「見なかったことにした」ことはないのでは？ ⇒ 既存窓口間の連携が取れていれば、ワンストップ窓口でなくても対応できる。 ⇒ またそもそも、1つの窓口・1人の職員が、すべての制度を理解して、適切な案内ができるようにするのは極めて困難。 かって支援の質が低下したり、担当者が疲弊する。</p> |
| × | 複雑・複合なケースは、多機関協働事業者にすべてまかせればいい。 |
| ○ | <p>まずは、既存窓口で対応することが前提。 ⇒ 重層的支援体制整備事業は「体制整備事業」であって、「支援事業」ではない。複雑・複合なケースが解決されればそれで終わりではない。 人口減少社会の中、支援者側が減っても複雑・複合なケースにも対応できる「体制」を作っていくことが重要。 ⇒ 多機関協働事業者は、支援者間の調整をして、支援体制を作ることが仕事。 新たな「縦割り」を生み出したいわけでもない。基本的には支援対象者本人に直接接触しない。 = いずれは、多機関協働事業者に頼らずとも、既存窓口同士で対応できるようになることが理想。 = 多機関協働事業者につなぐべきケースは何なのかを関係者間で考え、ケースを減らしていくという意識が大切。</p> |

本当にそうかな？ 重層的支援体制整備事業 — 手段が目的化していませんか？

③

| | |
|---|--|
| × | アウトリーチ等を通じた継続的支援事業は、ひきこもりの人の家を訪問する事業だ。 |
| ○ | アウトリーチ等を通じた継続的支援事業は、単に訪問することを目的とする事業ではない。 ⇒ まず、既存の相談窓口等や地域住民等から、支援が届いていない人の情報を把握できる体制を作ることが重要。 そもそも、誰に支援が届いていないのか、事業者が単独で探すには相当の時間がかかるし、探し出せないことも。 ⇒ その上で、支援が届いていない人に、「継続的に」関わっていく。 手段はアウトリーチに限定されない。本人に会えなくても、本人の関係者からの情報収集からスタートしてもよい。「回数稼ぎ」のために訪問しても逆効果。 |
| × | 参加支援をするには、対象者のための「居場所」を「新しく」作らなければならない。 |
| ○ | 参加支援をするために、本当に「新しい」「居場所」が必要なのか。 ⇒ 新しくなくても、居場所でもなくとも、参加のための手法は何でもいい。 ⇒ 新しいものが必要だと考えてしまうのは、そもそも地域にどのようなつながり先があるかを知らないからでは？ (参加支援事業では、「来たるべき日」に備えて、日頃から地域の関係者との「顔つなぎ」も行うこととされている。) |
| × | 参加支援「事業」は、すべての住民を対象とするものだ。 |
| ○ | 参加支援事業は、多機関協働事業による重層的支援会議で、同事業の利用が必要とされた人が利用できるものだ。 ⇒ 事業として実施できることは限られている。 同事業の利用が必要とされた人以外を支援対象にしたいならば、それは同事業による参加支援ではなく、任意で行われた参加支援。 |
| × | 「地域づくり」は何をしていいかわからないから、まずはイメージがつく「相談支援の包括化」を頑張ればよい。 |
| ○ | 支援策として提示できることが限られているのに、安心して相談を受け付けできるのか？ ⇒ 地域にどのような資源があるのか把握できていなければ、相談窓口が支援策として提示できるのは公的なサービスだけ。 ⇒ 公的なサービスの対象にならない相談者＝制度の狭間にいる相談者が現れたら？ 支援策が提示できない人の相談を窓口は受けたがるだろうか？ ＝ 相談支援の包括化よりも、地域づくりの方が大切。まずは地域にどのような活動が行われているか、どのような資源があるかを把握することからはじめよう。 |
| × | 地域づくり事業は、福祉の関係者が主体となって行わなければならないことだ。 |
| ○ | 「地域づくり」自体は、庁内だけで考えても、取り組んでいる部署はたくさんある。 ⇒ 例えば、企画部局は、長らく地域住民とともに地域のことを考えてきたはず。 やったことがないことに取り組むのは難しい。それならやったことがある人・得意な人に相談にいけばよいのでは？ ⇒ 人々の地域での暮らしは、福祉だけで成り立っているわけではないことを考えても、福祉の関係者だけで考えればよい・行動すればよいわけではない。 地域づくり事業の実施要綱で定めている範疇は狭いが、他の地域づくり施策等との接続を意識することは不可欠。 |

本当にそうかな？ 重層的支援体制整備事業 — 手段が目的化していませんか？

④

| | |
|---|---|
| × | 重層的支援体制整備事業は多世代を対象とした事業なのだから、多世代を対象にした居場所を新しく作らないといけない。 |
| ○ | そもそも、地域住民は「多世代を対象にした居場所」を求めているのか。地域にはそういう居場所はないのか。 ⇒ 地域活動は、楽しくなければ参加しないし、続かない。役所の都合で「やらせよう」としてもうまくいくはずはない。 作ろうとした居場所に、自分だったら行くだろうか。居場所を作れと役所に言われて、自分だったら作るだろうか、続けるだろうか。 ⇒ 今ある居場所も、多世代交流ができれば自然とそうなるし、逆も然り。 ⇒ 居場所に限らず、全ての地域活動は、自発的で楽しいものであるべき。 その活動の何を評価するか、評価の形として資金を投入するか否か、投入するならどの財源を用いるか、判断は市町村次第。 |
| × | 重層的支援体制整備事業として実施したことに要する費用なら、重層的支援体制整備事業交付金の交付対象だ。 |
| ○ | 「重層的支援体制整備事業として実施したこと」として認められる範囲は、実施要綱に定められていることに限定されており、その上で交付対象として認められる費用は、交付要綱に定められていることに限定されている。 ⇒ 当たり前だが、それぞれの取組が、「包括的な支援体制の整備」のために行われているものなのか、重層的支援体制整備事業実施要綱に定められているものなのか、きちんと整理しておくことが必要。 ⇒ 全ての取組は「いい」取組。ただ、そのことと、事業として認められるか、交付対象であるか（税金が投入されるか）は別問題。 |
| × | 重層的支援体制整備事業は、一度関係者と話し合っていれば、開始後もずっとうまくいく。 |
| ○ | 重層的支援体制整備事業に限らず、すべての事業において、「ずっとうまくいく」ことはない。 ⇒ 日々新たな課題が生じる／やりたいことが生じる、担当者が異動する中では、定期的な「調整」が重要。 P D C A サイクルを活用し、事業により実施したことで目的は達成できているか、関係者間で「このまちでどういう風に生きていきたいか」が共有されているか、何度も確認して、必要な対応を行っていくべき。 |
| × | 重層的支援体制整備事業は一度始めたら辞められないし、交付金はずっともらえる。 |
| ○ | 重層的支援体制整備事業に限らず、すべての事業において、「ずっとうまくいく」ことはない。一定の期間（例えば地域福祉計画の期間）で体制を作り上げる必要。 ⇒ 実施する必要がなくなれば、辞めることもできる。 ⇒ 目的に応じて、必要な手段は何なのかを考えた結果、重層的支援体制整備事業ではないということであれば、もちろん辞めても問題はない。（辞めた市町村もある。） ⇒ 「体制整備事業」という事業の趣旨を鑑みれば、国や都道府県の補助がいつまでも続くわけではなく、自走できる体制を作る必要。 |

本当にそうかな？ 重層的支援体制整備事業 — 手段が目的化していませんか？ まとめ

大切だけれど忘れがちなこと

★ 「（国が示した）手段をやればうまくいく」はずはない。大切なのは「何のためにやるのか」。手段は目的に照らして「選ぶ」もの。

★ 「〇〇をやらなければならない」という人に対しては、まず「どうしてそう思ったのか」をたずねる。（何事も鵜呑みにしない。）

★ 思考を停止しない。決められたこと・書かれていることをこなすだけが仕事ではない。
今地域で何が起きていて、それに対して、行政として、何のため・誰のためにどういう手段でやるのか、常に考え続ける。

地域住民を含め、全ての関係者ととも、以下を行っていく。

- ★
- ① 自分たちの言葉で、自分たちが地域で生きていくにあたり、必要な「包括的な支援体制」とは何かを語れるようにする。
 - ② 体制整備に関連し、今誰が・誰と・誰に向けて・何をやっているのか、そこにある課題や現状認識をしっかり行う。
 - ③ これまで行ってきたことに加えて、+αでやらなければならないこと・やりたいことは何なのか、話し合う・実行する。
 - ④ 定期的に振り返り、やらなければならないこと・やりたいことを考え直して、実行する。



★ これらはすべて少し考えれば「当たり前」の話。
「役所の担当者」、「専門職」・・・
一度自身の肩書きからも、「事業をどうするか」からも離れ、「一住民としてどういう風に生きていきたいか」考えることが大切。

すべては「このまちでどういう風に生きていきたいか」。
そんな大事なことを国にすべて任せてもいいのか。自分たちで考えるべきことではないか。

重層的支援体制整備事業交付金

令和8年度当初予算案： 844億円（718億円） ※（項）生活保護等対策費、（項）高齢者日常生活支援等推進費、（項）障害保健福祉費の総額
 ※（）内は前年度当初予算額

1. 事業の目的

- 社会福祉法第106条の3において、市町村は「地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制」（包括的な支援体制）の整備に努めることとされている。
- 重層的支援体制整備事業は、包括的な支援体制を整備する手段の1つとして、令和2年社会福祉法改正により創設。
 ⇒ ① 介護・障害・子ども・生活困窮などの既存の相談支援事業・地域づくり事業を一体的に実施することに加え、② 既存制度のみでは直ちに対応が難しい支援ニーズへの対応力を向上させるための多機関協働事業等を実施する。
 ⇒ 主に体制整備初期段階で活用し、既存制度・機関の支援者の対応力強化と既存制度・機関間の連携強化を図り、包括的な支援体制の整備を促進することを目的とする。

2. 事業の概要

包括的な支援体制の整備のため、3事業を一体実施

① 包括的相談支援事業

- 介護、障害、子ども、生活困窮分野の各相談支援事業者が、相談者の属性に関わらず包括的に相談を受け止め、相談者の課題を整理し必要な支援を行うとともに、受け止めた相談のうち、単独の事業者では解決が難しい事例は、適切な相談支援事業者や各種支援機関と連携を図りながら支援を行う。

| | | | |
|----|---------------|-----|----------|
| 介護 | 地域包括支援センターの運営 | 子ども | 利用者支援事業 |
| 障害 | 障害者相談支援事業 | 困窮 | 自立相談支援事業 |

② 地域づくり事業

- 介護、障害、子ども、生活困窮の各法に基づく地域づくり事業を一体的に行うことで、地域住民が社会参加する機会を確保するための支援、地域生活課題の発生防止又は解決にかかる体制の整備等を行う。

| | | | |
|----|---------------------|-----|---------------------|
| 介護 | 一般介護予防事業、生活支援体制整備事業 | 子ども | 地域子育て支援拠点事業 |
| 障害 | 地域活動支援センター事業 | 困窮 | 生活困窮者支援等のための地域づくり事業 |

③ 多機関協働事業等

- 包括的相談支援事業や地域づくり事業を含め、既存の制度や事業等を最大限活用してもなお十分に対応できなかった地域生活課題等に対し、これを解決するための手段として、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業を行う。

3. 実施主体等

実施主体

市町村

負担割合等

- 包括的相談支援事業
地域づくり事業
⇒ 介護・障害・子育て・生活困窮、各法に基づく負担割合等を維持

- 多機関協働事業等
⇒ 国1/2、都道府県1/4、市町村1/4
 ・ 事業開始から5年経過した市町村等は国1/3、都道府県1/3、市町村1/3。
 ・ この他、取組に応じた評価を行う観点で本体額を定めた上で、取組に応じて加算する仕組みに変更。

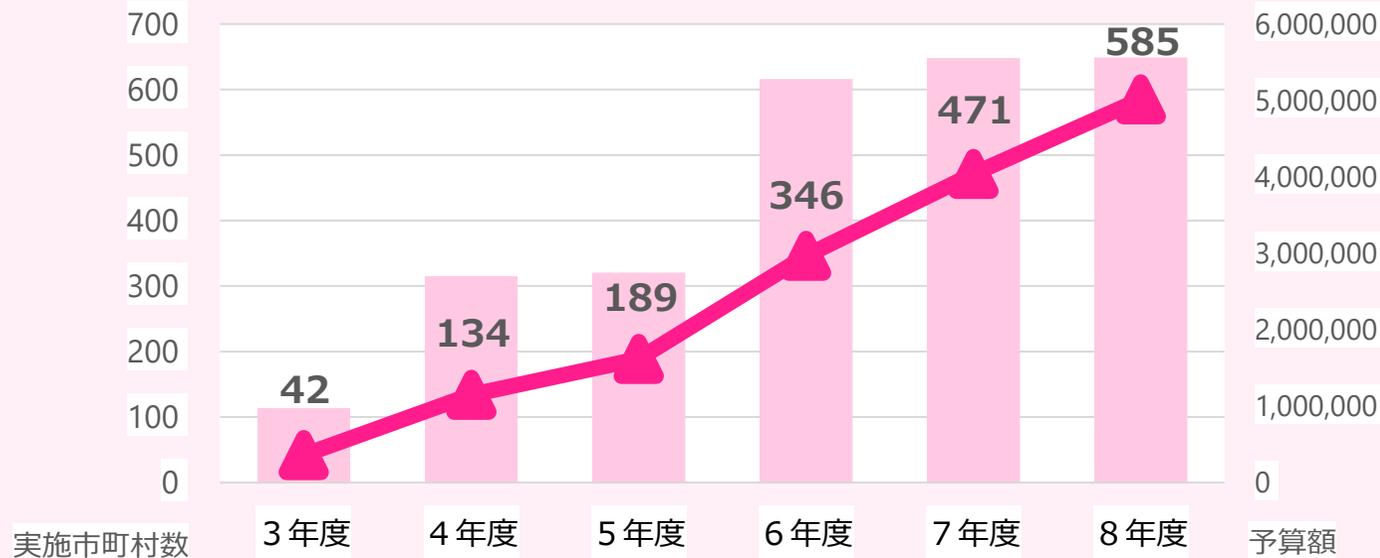
実施市町村数

7年度：471、8年度：586（予定）

重層的支援体制整備事業 実施市町村数・予算額の推移／人口規模別実施市町村数

- 令和8年度重層的支援体制整備事業実施予定市町村は585市町村であり、制度が開始された令和3年度の実施市町村数（42市町村）と比較して、約14倍になった。これに伴い、重層的支援体制整備事業のうち、多機関協働事業等の予算額は約6倍（令和8年度予算案：55.6億円、令和3年度予算額9.7億円）となっている。
- また、585市町村の人口規模をみると、人口規模が大きくなるほど、実施率は高くなる傾向にあった。

重層的支援体制整備事業実施市町村数・多機関協働事業等の予算額の推移



| | 3年度 | 4年度 | 5年度 | 6年度 | 7年度 | 8年度 |
|--------------|-----|------|------|------|------|------|
| 実施市町村数 | 42 | 134 | 189 | 346 | 471 | 585 |
| (事業開始市町村数) | 42 | 92 | 55 | 157 | 127 | 117 |
| 予算額 (単位: 億円) | 9.7 | 27.0 | 27.5 | 52.8 | 55.5 | 55.6 |

人口規模別実施市町村数

| 市町村の人口規模 | 実施率 |
|-----------------|--------|
| 1万人未満 | 10.7% |
| 1万人以上～3万人未満 | 24.8% |
| 3万人以上～5万人未満 | 38.4% |
| 5万人以上～10万人未満 | 54.9% |
| 10万人以上～20万人未満 | 62.1% |
| 20万人以上～30万人未満 | 72.9% |
| 30万人以上～40万人未満 | 83.9% |
| 40万人以上～50万人未満 | 100.0% |
| 50万人以上 | 74.3% |
| 全市町村 (1,741市町村) | 33.6% |

(※) 8年度は予算案・実施予定ベース。(※) 6年度末に2町村、7年度末に3町村が重層事業を終了したため、各年度の事業開始市町村数の積み上げと8年度実施市町村数は一致しない。 **34**
 (※) 実施市町村数：厚生労働省社会・援護局地域福祉課地域共生社会推進室調べ / 人口規模：「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」（令和7年1月1日時点）

II. 各論

1. 地域共生社会の更なる展開について

(2) 過疎地域等における包括的な支援体制整備のための新たな仕組み

【対応の方向性】

<相談支援・地域づくり事業の新たな仕組み>

- 過疎地域等における介護・障害・こども・生活困窮の相談支援・地域づくり事業について、必要な機能を確保しつつ、分野別の縦割りではなく、機能別に構造化し、分野横断的に実施できるようにすることが必要である。
このため、分野横断的な配置基準を設定した上で、担い手が不足している市町村においても配置可能な基準とすることが重要である。
- 相談支援については、一次相談対応、専門的相談対応と構造化することが必要である。
 - ・ 一次相談対応においては、分野・属性を問わず相談の受け止め、アセスメント、支援・サービスへのつなぎを行う。一次相談対応のために必要な研修や相談対応支援のための AI の活用方策等について、モデル事業での実施を検討する。
 - ・ 専門的相談対応については、市町村単独で対応が難しい事例について、市町村のニーズに応じて専門相談・後方支援体制を構築することとし、都道府県はその求めに協力する必要があることを明確化するとともに、近隣市や専門職団体等への協力を要請する際の支援を行う。また、都道府県等の役割として、上記の求めに協力することのほか、都道府県等が実施主体となる精神保健・児童虐待等の分野への対応を積極的に実施し、市町村との連携を図る必要があることを明確化する。こうした対応を可能とするため、都道府県後方支援事業を推進する。
- 地域づくりについては、地域活動コーディネーター機能と地域活動運営機能に構造化することが必要である。
 - ・ 地域活動コーディネーター機能については、地域活動コーディネーターを配置し、福祉分野に加え、福祉以外の地域振興分野等の役割も兼ねることとする。コーディネーターの確保、人材養成について、モデル事業での実施を検討する。
 - ・ 地域活動運営については、既存の地域活動・拠点運営支援機能を共通化し、住民主体の分野を問わない地域活動・拠点運営等を可能とする。その際、必要となる住民ニーズ把握・意見聴取等については、モデル事業での実施を検討する。
 - ・ なお、これらについては、地域運営組織（RMO）と一体的に実施することも想定される。
- また、これらの相談支援・地域づくり事業の実施にあたっては、地域のニーズや実情に沿った形で実施できるよう、具体的な実施方法（窓口の設置方法・コーディネーターの配置方法等）は、自治体において柔軟に設計できる仕組みとすることが必要である。35

Ⅱ. 各論

1. 地域共生社会の更なる展開について

(2) 過疎地域等における包括的な支援体制整備のための新たな仕組み

【対応の方向性】

<相談支援・地域づくり事業にあわせて実施する新たな事業>

- 新たな仕組みにおいて実施する事業内容は、重層的支援体制整備事業よりも簡素な内容とすることが必要である。具体的には、地域と福祉支援関係機関が一体となった包括的な支援体制の整備促進を図るため、相談支援・地域づくり事業とあわせて、**地域と福祉支援体制の連携・協働機能を強化する内容（※）を実施**することが考えられる。

※ 住民・民間団体の見守りから福祉支援体制につなぐ活動、地域活動に福祉医療専門職が関与し福祉的観点を付与する、地域運営組織と福祉支援体制の連携・協働体制を構築する等が想定されるが、具体的内容はモデル事業において検証を行う。

<対象地域・実施要件>

- 人口規模、人口減少の進行度合い、人口密度等の指標を踏まえつつ、必要なプロセス（※）を経ていることを都道府県を通じて、国が確認することが必要である。

※ 広域的な対応を可能とするための体制等について、都道府県・近隣市等と協議していること、地域住民等の意見を聴取した上で、市町村庁内で、本仕組の活用について合意形成を図っていること等

<市町村への補助の在り方>

- 重層的支援体制整備事業交付金の仕組みを参考に、各制度における既存の関係補助金について、一体的な執行を行う仕組みとすることが必要である。

※ 補助基準や各制度からの按分方法、自治体における交付金使途の柔軟性の確保や事務負担の軽減（市町村における介護・障害・子ども・生活困窮分野への必要経費の照会作業を不要にする等）等を図る方策を検討し、過疎地域等の自治体が使いやすい仕組みとする。

小規模市町村における包括的な支援体制の整備を促進するための新たな仕組み（概要）

現状・課題

- **人口減少・高齢化等が進行する**小規模市町村においては、**人材確保が課題**であり、**福祉各分野の相談支援・地域づくり事業の実施にあたって、分野毎の配置基準等を満たしながら実施することが困難**となってきた。相談対応の包括化と地域との協働を促進し、包括的な支援体制の整備を進めるための新たな仕組みが必要。
 - ※ 包括的な支援体制整備を促進するための手段として創設された重層的支援体制整備事業の実施率も、**小規模自治体においては低い状況**。
 - ※ 重層的支援体制整備事業実施率（市町村人口規模別）：**1万人未満→9.2%、1～3万人→17.9%・・・30～40万人→76.7%、40～50万人→94.7%**（R7年度）

新たな仕組み（概要）

- 小規模市町村（※）における**包括的な支援体制の整備を促進するための事業（小規模市町村地域支援連携協働体制整備事業（仮称））を新設**する。
 - ※ 対象地域は、人口規模、人口減少の進行等の指標の他、人口密度や交通の不便さなど総合的に勘案し都道府県を通じて国が確認し決定

【事業内容】

①相談支援事業、②地域づくり事業

- ・ 介護、障害、こども、生活困窮分野の相談支援・地域づくり事業等について、機能別に構造化し、**分野横断的に実施**。
- ・ **配置基準は分野横断的な一つの基準を定める**（省令において規定）。

③地域と福祉支援体制の協働を推進する事業

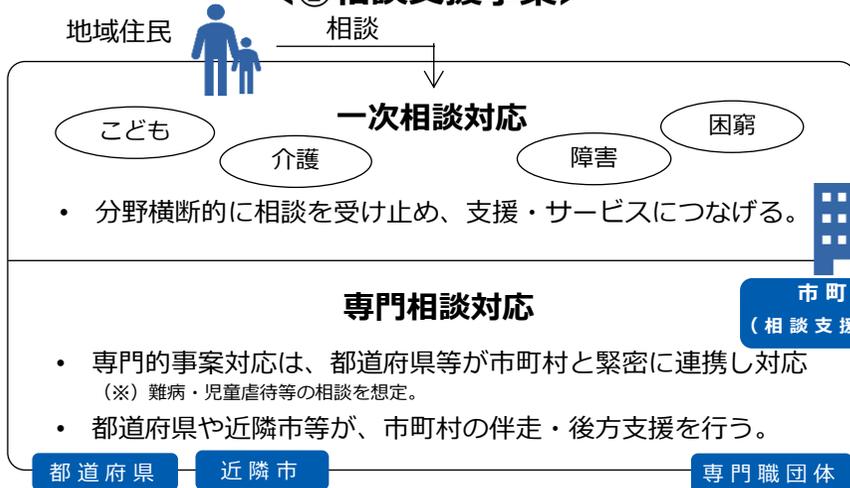
- ・ 地域と福祉支援体制の協働を推進する取組支援を行う事業を実施（具体的な内容は今後モデル事業において検証）

一体的に
実施

- ※ 重層的支援体制整備事業は、分野毎の配置基準を満たしながら相談支援・地域づくり事業を実施する必要があるほか、相談支援・地域づくり事業に加えて、3つ追加的事業（多機関協働事業等）を実施する必要があるが、小規模市町村では人材不足も深刻で実施が難しいため、本事業は簡素な仕組みとする。
- ※ 市町村への補助については、各制度の関係補助金を統合・申請手続も一本化し、一体的交付を行う仕組みとする（重層的支援体制整備事業交付金の仕組みを参考）。

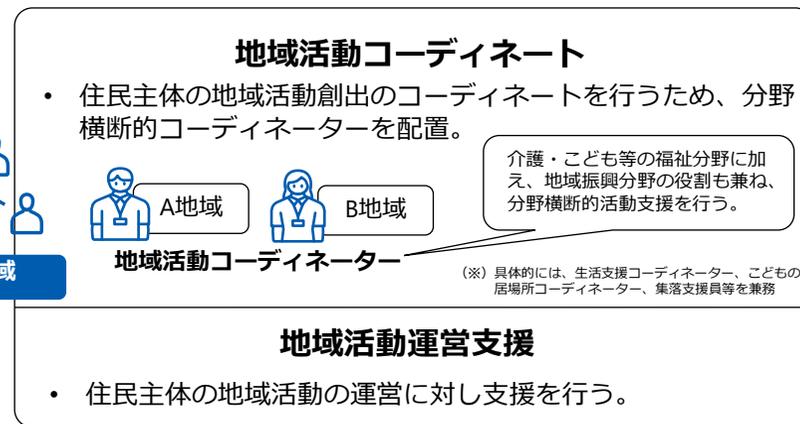
＜事業イメージ＞

＜①相談支援事業＞



③地域と福祉体制の協働強化

＜②地域づくり事業＞



地域運営組織と一体的に実施することも想定

機能集約化アプローチによる包括的な支援体制整備モデル事業

令和8年度当初予算案 1.6億円（-）

1. 事業の目的

- 包括的な支援体制の整備は、社会福祉法第106条の3により、すべての市町村に対し努力義務が課されているが、特に人口減少に伴い、担い手不足が深刻化し、地域で支え合う機能が低下する小規模市町村等における体制整備を進めていくことが課題。
 （※）重層的支援体制整備事業の実施率は、1万人以上3万人未満の市町村で17.9%、1万人未満の市町村で9.2%（令和7年度）
- このため、「地方創生の基本構想」（令和7年6月13日閣議決定）において、小規模市町村等で、「新たに、介護・障害・子ども・生活困窮分野の相談支援・地域づくり事業を一本化し、機能強化を図るとともに、福祉以外の他分野を含めた地域内での連携・協働を図るための制度改正を実施し」とされ、社会保障審議会福祉部会報告書（令和7年12月18日）においても、小規模市町村等で新たな仕組みを創設することがまとめられている。
- 小規模市町村等における新たな仕組みを創設するにあたり、機能集約型の相談支援・地域づくりの具体的な方法を検証するための実証を行う。
 （※）本事業を実施する上での体制構築支援や本事業の実施を踏まえた新たな仕組みの創設に向けた検証については、「機能集約化アプローチによる包括的な支援体制整備モデル構築支援事業」において実施。

2. 事業の概要

- 実施主体：小規模市町村等（重層的支援体制整備事業を実施する市町村は除く。） / 補助率：3/4（事業実施は最大2年まで）※ 其後は新たな仕組みへの移行を想定
- 以下の前提を踏まえつつ、都道府県等と連携し、①②を行う市町村に対し、補助を行う（①は実施、②は実施を推奨）。

| | |
|----------------------------------|--|
| 前提 | 各市町村において、包括的な支援体制整備の方向性の検討や、地域独自の地域生活課題、相談支援や地域づくりに係る事業の人員配置・支援状況等の把握等を行った上で、同体制の整備手法として、機能集約型の体制の必要性を確認。 |
| ① 機能集約型の 相談支援の 実施方法の実証 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 相談支援は、現在、分野毎に相互に連携しつつも、既存制度毎の配置基準に従い、それぞれの業務を実施する仕組みとなっている。 ○ 小規模市町村等で、分野横断的な相談支援を実施するため、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 既存の相談支援体制を把握・整理の上、分野横断的な相談対応を行うための体制を構築（※）するとともに、 ・ 構築した体制の下で、地域住民からの相談対応を試行的に実行する。 <p>（※）高齢・障害・子ども・生活困窮4分野の相談支援に係る機能を集約し、一次相談対応を行う機能、専門相談対応を行う機能に整理する。一次相談対応にあつては、A I ・ I C T を活用することを前提。専門相談対応は、都道府県等による後方支援や緊密な連携により行うこと等を想定。</p> |
| ② 機能集約型の 地域づくりの 実施方法の実証 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域づくりに係るコーディネート機能を有する者やその活動を支える仕組みは、現在、例えば、生活困窮者自立支援制度、生活支援体制整備事業における生活支援コーディネーター、集落支援員等、様々な行政分野で、分野ごとに配置・構築されている。 ○ 小規模市町村等で、分野横断的な地域づくりを実施するため、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 既存の地域づくり体制を把握・整理の上、分野横断的な地域づくりを行うための体制を構築（※）するとともに、 ・ 構築した体制の下で、地域活動コーディネーターを中心に、地域づくりを試行的に実施する。 <p>（※）高齢・障害・子ども・生活困窮4分野の地域づくりに係る機能を集約し、地域活動コーディネーター、地域活動運営を行う機能に整理する。地域活動コーディネーターは、生活支援コーディネーター等の福祉分野に加え、集落支援員等の地域振興分野の役割も兼ねること等を想定。</p> |

機能集約化アプローチによる包括的な支援体制整備モデル構築支援事業

令和8年度当初予算案 0.5億円（-）

1. 事業の目的

- 包括的な支援体制の整備は、社会福祉法第106条の3により、すべての市町村に対し努力義務が課されているが、特に人口減少に伴い、担い手不足が深刻化し、地域で支え合う機能が低下する小規模市町村等における体制整備を進めていくことが課題。
- このため、「地方創生の基本構想」（令和7年6月13日閣議決定）や社会保障審議会福祉部会報告書（令和7年12月18日）を踏まえ、小規模市町村等における包括的な支援体制の整備を推進するための新たな仕組みについて検討する必要がある。この仕組みの検証を行うため、令和8年度より、「機能集約化アプローチによる包括的な支援体制整備モデル事業」を新設し、相談支援や地域づくりの市町村の体制や、都道府県等による後方支援や広域の連携方策等について、実証を行うこととしている。
- 本事業では、同モデル事業を実施する自治体に対して伴走的支援等を行い、機能集約化アプローチによる包括的な支援体制整備のモデル構築を支援するとともに、新たな仕組みにおける相談支援・地域づくりの具体的な実施方法の検証等を行う。

2. 事業の概要

- 実施主体：国 / 補助率：-（委託費）
- 「機能集約化アプローチによる包括的な支援体制整備モデル事業」を行う市町村及び重層的支援体制整備事業を実施する市町村であって、機能集約化アプローチへの移行を具体的に検討する市町村に対する体制構築等支援等を行うとともに、モデル事業実施を踏まえた制度化に向けた検証を行う。
- 具体的には、以下の（1）（2）を実施する。

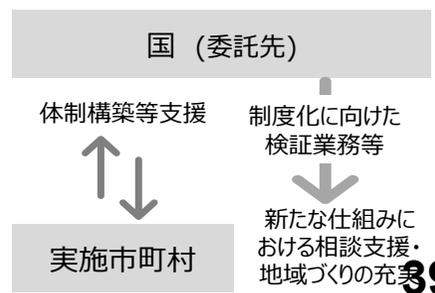
（1）体制構築等支援業務

- モデル事業実施自治体における、① 相談支援体制・地域づくり体制整備にあたっての現状把握・分析（※）、② 対応方針の策定、③ 地域、事業者等の関係者、庁内の合意形成等に係る伴走的支援を行うほか、都道府県等との連携体制構築の支援等を行う。（現地への訪問等も含む。）
- （※）現状把握・分析のためのアンケート調査・住民ワークショップ等の住民ニーズの把握・反映は、国（委託先）において実施し、実施方法について検証することを想定。

（2）制度化に向けた検証等業務

- モデル事業を踏まえ制度化に向けた検証等を行う。
- 具体的には以下の表の内容等の検証を行った上で、制度化に向けた必要な対応（移行手順の整理等）を行うことを想定。

| ① 機能集約型相談支援の実施方法の検証内容等 | ② 機能集約型地域づくりの実施方法の検証内容等 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 分野横断的な相談支援を実施する際の体制整備の在り方 ・ 相談対応の援助を行うA I・I C T等の技術の活用 ・ 一次相談対応に必要な研修内容 ・ 都道府県等との広域連携・後方支援の在り方 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 分野横断的な地域づくりを実施する際の体制整備の在り方 ・ コーディネーターの確保方策 ・ 人材養成等の方法 |



地域共生社会の推進（厚生労働省HP）

地域共生社会の実現、包括的な支援体制の整備に係る最新の情報は、以下URLからご覧ください！

厚生労働省HP（地域共生社会の推進）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/chiikikyosei/index.html

掲載している主な情報

| | |
|--|---|
| <p>地域共生社会とは？ 包括的な支援体制の整備とは？</p> | <p>地域共生社会の実現や、 包括的な支援体制の整備に係る 議論の経緯、最近の動向</p> |
| <p>地域共生社会という理念が生まれた社会的背景や、その実現のために求められる包括的な支援体制の整備について説明しています。</p> | <p>平成27年の「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」から、令和7年の福祉部会取りまとめまで、一連の経緯について説明しています。</p> |
| <p>関係法令・通知</p> | <p>参考資料</p> |
| <p>社会福祉法をはじめ、包括的な支援体制の整備に係る関連規定を掲載しています。包括的な支援体制の整備の手段の1つである重層事業についても、その内容を定める実施要綱や、交付金交付の対象を定める交付要綱等を掲載しています。</p> | <p>他省庁等が実施する、地域共生社会の実現に資する施策の一覧、過去の補助事業で作成された包括的な支援体制の整備に関するガイドブックや報告書、地域福祉計画・地域福祉支援計画の策定状況等を掲載しています。</p> |



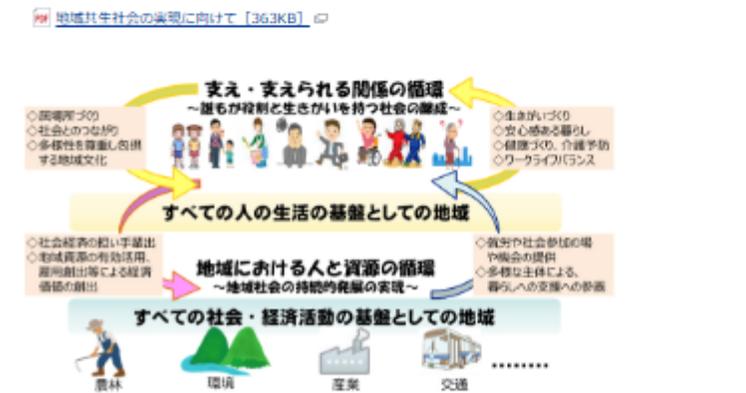
1. 地域共生社会の実現に向けて

○ 高齢化や人口減少が進み、地域・家庭・職場といった、人々の生活領域における支え合いの基盤も弱まっていきます。加えて、多くの地域では、社会経済の担い手も減少しており、地域社会そのものの存続も危ぶまれています。

○ そこで、

- ・ 生活における人と人とのつながりを再構築し、誰もが役割と生きがいを持ち、互いに支えたり、支えられたりする関係が循環する地域社会
- ・ 社会・経済活動の基盤として、人と資源が循環し、地域での生活を構成する様々な関係者による参加と協働により、持続的発展が期待できる地域社会

の2つの視点からなる、「地域共生社会」の実現を目指しています。



2040年に向けた地域共生社会の更なる展開の方針（イメージ）

包括的な支援体制の整備（106条の3）

既存制度活用アプローチ

○生活困窮者自立支援制度を中心に関係制度・事業の連携を強化していくアプローチ（注1）

機能集約アプローチ（特例制度創設） （当面は中山間・人口減少地域を対象）

○関係制度・事業を市町村の体制に合わせて集約化していくアプローチ（注2）



将来の方向

地域との連携・協働機能強化に向けた取組

○相談対応人材の共通化、地域づくりを担う人材の一本化（機能集約アプローチで先行）
○地域住民の参画を促す取組等の支援

重層的支援体制整備事業（106条の4）⇒ 包括的な支援体制（106条の3）を整備するためのツール

（注1）高齢・こども・障害・生活困窮分野の相談支援や地域づくり事業などを活用しつつ、生活困窮を中心に、連携を強化。（地域の実情に応じて、地域包括ケアなどを中心に据えることも可能）

（注2）高齢・こども・障害・生活困窮分野の相談支援や地域づくり事業の配置基準を見直し、集約化（詳細な制度設計は今後調整）

2040年に向けた工程（ロードマップ）

2025年度

・・・ 2040年度

▼検討会議まとめ

▼制度施行？

▼施行5年後？

全体

部会等で議論、全体コンセプトを固める

自治体への周知

制度定着支援
(都道府県伴走支援等)

施行状況等を踏まえた検証・見直し

全自治体で包括的な支援体制の整備を目指す

包括的な支援体制の整備

調査研究

- ・ 地域活動・組織との連携・協働の在り方、
- ・ 人材確保・養成の手法 等

モデル事業の実施
(既存制度活用、機能集約アプローチそれぞれ実施)

- ・ 総務省とも連携し、地域運営組織(RMO)等との協働連携の取組を推進

体制整備の推進

- ・ 機能面・取組面(実績)に応じた支援
- (※) この他、支援会議の活用範囲も拡大

検証

体制整備完了

○地域との連携・協働機能強化

○「機能集約特例制度」の創設

「特例制度」の開始

- ・ 関係制度・事業を集約化

「特例制度」の検証
⇒対象市町村の拡大等を検討

「特例制度」を活用し、体制整備を完了

重層的支援体制整備事業

調査研究・システム改修等

- ・ 評価指標の策定、データ均一化等のためのシステム改修
- ・ プロセスやPDCAの在り方等

質の向上に向けた見直し
(人件費 → 総合評価)

- ・ 機能面・取組面(実績)に応じた支援に再構築

「特例制度」への移行状況を踏まえ、その在り方を検討